

横 須 賀 市
公共施設等総合管理計画

横 須 賀 市
【令和4年（2022年）3月改訂版】

目 次

1章 はじめに

1 計画の目的.....	1
2 計画の期間.....	1
3 計画の対象.....	1
4 計画の位置付け.....	2

2章 公共施設等の現状および将来見通し

1 公共施設等の現状.....	3
2 人口の推移.....	5
3 財政状況.....	7
(1) 歳出（支出）の推移.....	7
(2) 歳入（収入）の推移.....	8
(3) 有形固定資産減価償却率の推移.....	9
4 公共施設等の更新に係る中長期的な経費見込み.....	11
(1) 一般会計施設.....	13
(2) 企業会計施設.....	19
5 現状および将来見通しから見た課題への対応.....	22

3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 全庁的な取組体制の構築および情報管理・共有方策.....	23
2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方.....	24
(1) 基本的な考え方への対応状況の振り返り.....	24
(2) 今後の公共施設等の管理に関する基本的な考え方.....	25
3 フォローアップの実施方針.....	28
(1) 進行管理の手法.....	28
(2) 進行状況の報告・評価.....	28
(3) 計画の見直し.....	29

4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 建物.....	31
(1) 現状と課題.....	31
(2) 取り組み状況（計画等の策定状況）.....	34
(3) 管理に関する基本的な方針.....	35
2 道路.....	36
(1) 現状と課題.....	36
(2) 取り組み状況（計画等の策定状況）.....	38
(3) 管理に関する基本的な方針.....	40
3 港湾.....	41
(1) 現状と課題.....	41
(2) 取り組み状況（計画等の策定状況）.....	43
(3) 管理に関する基本的な方針.....	43

4 漁港.....	45
(1) 現状と課題.....	45
(2) 取り組み状況（計画等の策定状況）.....	47
(3) 管理に関する基本的な方針.....	47
5 海岸.....	49
(1) 現状と課題.....	49
(2) 取り組み状況（計画等の策定状況）.....	50
(3) 管理に関する基本的な方針.....	51
6 河川.....	53
(1) 現状と課題.....	53
(2) 取り組み状況（計画等の策定状況）.....	54
(3) 管理に関する基本的な方針.....	55
7 公園.....	56
(1) 現状と課題.....	56
(2) 取り組み状況（計画等の策定状況）.....	57
(3) 管理に関する基本的な方針.....	58
8 水道施設.....	59
(1) 現状と課題.....	59
(2) 取り組み状況（計画等の策定状況）.....	62
(3) 管理に関する基本的な方針.....	62
9 下水道施設.....	64
(1) 現状と課題.....	64
(2) 取り組み状況（計画等の策定状況）.....	66
(3) 管理に関する基本的な方針.....	67

《資料編》

用語解説.....	69
(1) 建物関係.....	69
(2) 道路関係.....	69
(3) 港湾関係.....	70
(4) 漁港関係.....	70
(5) 海岸関係.....	71
(6) 河川関係.....	71
(7) 公園関係.....	72
(8) 水道施設関係.....	72
(9) 下水道施設関係.....	73
公共施設等総合管理計画の策定経過.....	74

1章 はじめに

1 計画の目的

本市では、これまでに整備してきた建物やインフラなど、市が保有する全ての施設（以下「公共施設等」という。）の老朽化に伴い、今後、多額の更新費用が必要となることや、厳しい財政状況が続く中で、人口減少等の影響により、公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されます。

このため、公共施設等全体の状況を把握し、長期的・計画的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを推進することで、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等を最適に配置していく必要があります。

本計画は、上記の実現に向けて、公共施設等全体の基本的な維持管理の方針を定めるものです。

2 計画の期間

本計画は、平成29年（2017年）3月に策定した当初の公共施設等総合管理計画の残りの期間である令和4年度（2022年度）から令和34年度（2052年度）までを対象期間とします。

3 計画の対象

本市が保有する以下の施設を、本計画の対象とします。

（1）一般会計施設

①建物（特別会計の公園墓地事業費および病院事業会計施設を含む）

②インフラ施設

- ・道路
- ・港湾
- ・漁港
- ・海岸
- ・河川
- ・公園

（2）企業会計施設

- ・水道施設
- ・下水道施設

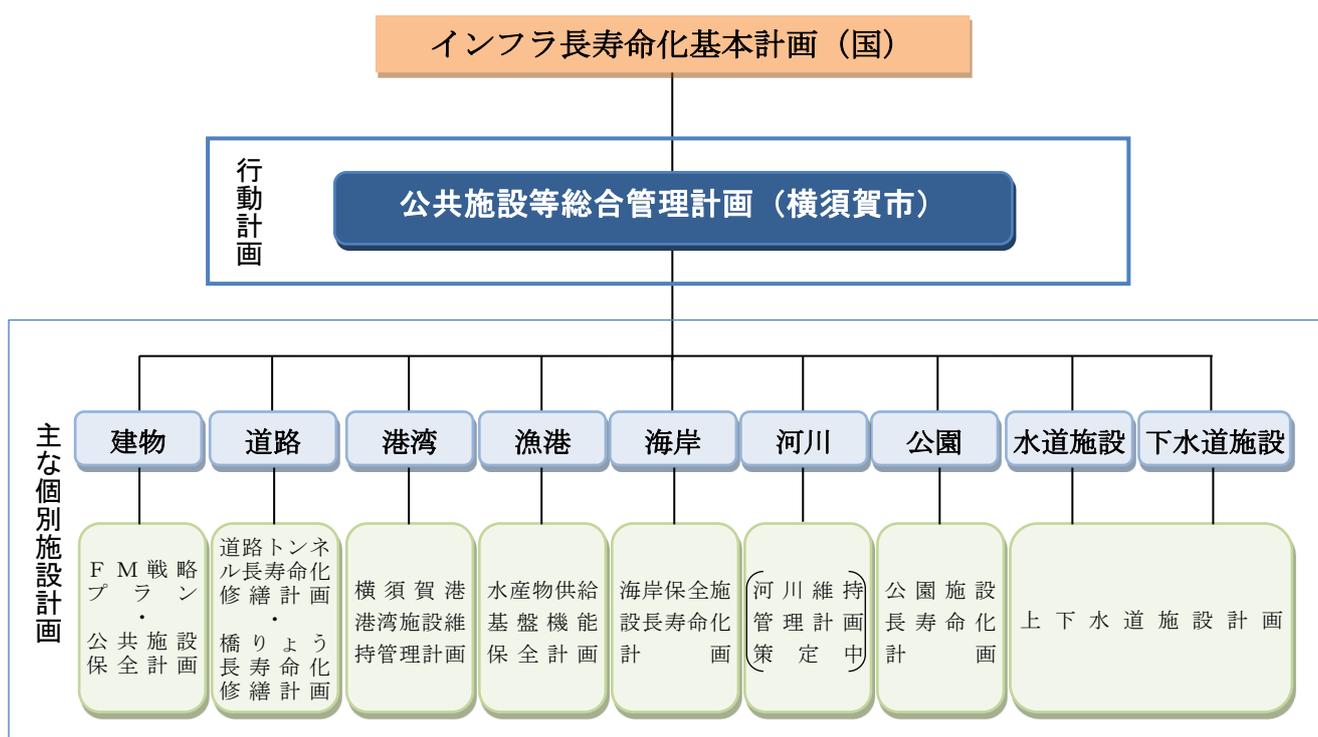
4 計画の位置付け

平成 25 年（2013 年）11 月、国は、あらゆるインフラの安全性向上と効率的な維持管理に向けて「インフラ長寿命化基本計画」を策定するとともに、平成 26 年（2014 年）4 月、全ての地方公共団体に対し、その行動計画となる「公共施設等総合管理計画」の策定を要請しました。

本市は、この行動計画として、個別施設に関する長寿命化計画等（個別施設計画）の上位に位置付けられる「横須賀市公共施設等総合管理計画」を、平成 29 年（2017 年）3 月に策定し、長期的な視点から、公共施設の総合的な管理を推進してきたところです。

その後、国は、この行動計画について、不断の見直しを実施し、取り組みを充実させていくため、平成 30 年（2018 年）2 月に策定指針を改訂しました。これを受けて、本市においても令和 4 年（2022 年）3 月に、当計画の一部改訂を行っています。

図 1 計画の位置付け



- 「建物」：上下水道局以外の部局が所管するものが対象
- 「道路」：主要道路、道路トンネル、橋りょう、横断歩道橋が対象
- 「公園」：本市が管理する都市公園が対象

2章 公共施設等の現状および将来見通し

1 公共施設等の現状

本市が保有している公共施設等について、当初計画策定時である平成 27 年度末（2015 年度末）と令和 2 年度末（2020 年度末）時点における施設類型ごとの保有量の推移は、次のとおりです。

表1 施設類型ごとの保有量の推移

類 型	区 分	平成 27 年度末 (2015 年度末)	令和 2 年度末 (2020 年度末)
建 物	棟 数 (延床面積)	2,158 棟 (約 130 万㎡)	2,154 棟 (約 131 万㎡)
道 路	主要道路	49 路線	※ 61 路線
	道路トンネル	47 箇所	50 箇所
	橋りょう	359 橋	362 橋
	横断歩道橋	5 橋	6 橋
	防 護 柵	184 km	188 km
	カーブミラー	4,583 基	4,663 基
	道路照明灯	4,193 基	4,336 基
	道 路 総延長	約 1,400km	約 1,400km
港 湾	外郭施設【防波堤など】	62 箇所	62 箇所
	係留施設【岸壁など】	85 箇所	87 箇所
	臨港交通施設【道路】	24 箇所	24 箇所
漁 港	外郭施設【防波堤など】	82 箇所	82 箇所
	係留施設【岸壁など】	62 箇所	62 箇所
	輸送施設【道路】	9 箇所	9 箇所
海 岸	港湾区域【護岸など】	26 箇所	26 箇所
	【離岸堤など】	11 箇所	13 箇所
	漁港区域【護岸など】	28 箇所	28 箇所
	【離岸堤など】	6 箇所	8 箇所
河 川	準用河川	9 河川	9 河川
	普通河川	30 河川	30 河川
	管 理 橋	18 橋	18 橋
公 園	公 園 (面 積)	520 箇所 (約 446.9ha)	534 箇所 (約 497.6ha)
水道施設	浄水場	3 施設	3 施設
	配水池	27 施設 (29 池)	27 施設 (29 池)
	ポンプ所	19 施設	19 施設
	水道管 総延長	約 1,543 km	約 1,540 km
下水道施設	浄化センター	4 施設	4 施設
	ポンプ場	18 施設	18 施設
	下水管 総延長	約 1,343 km	約 1,360 km

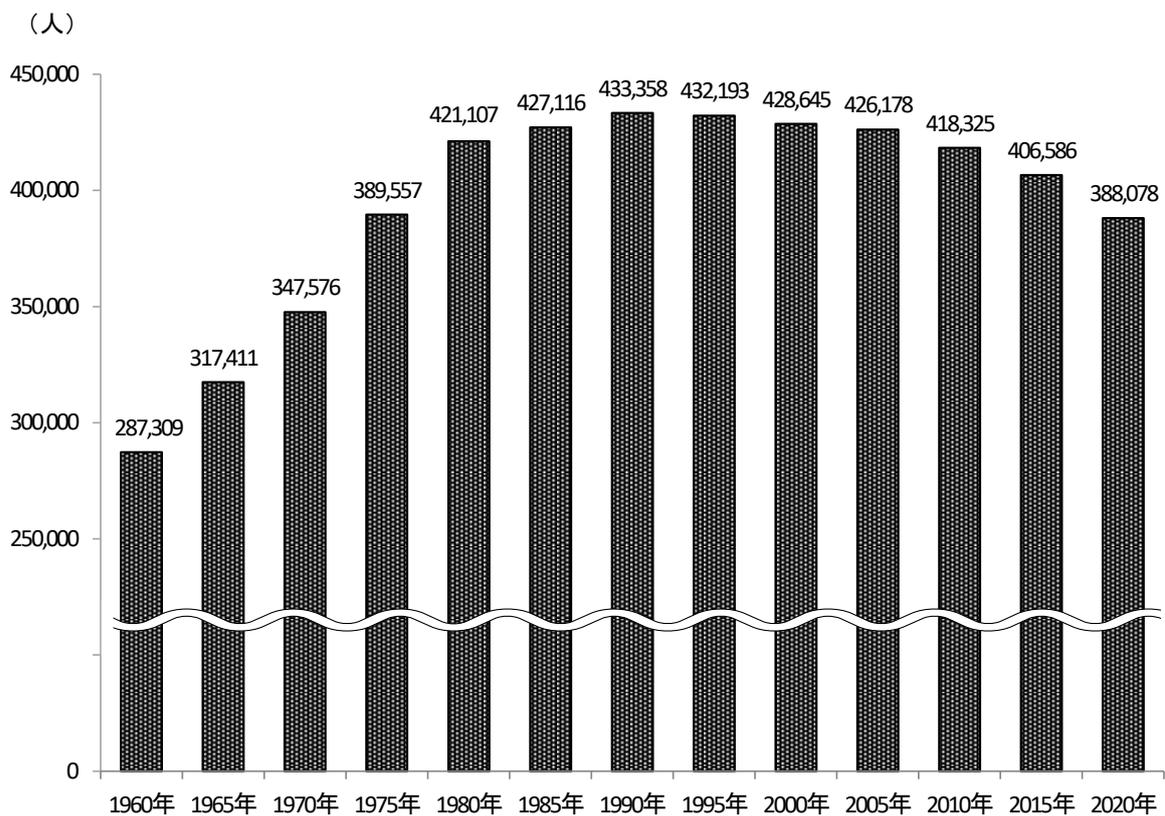
※個別計画再検討に伴う増（実路線数に増減なし）

2 人口の推移

国勢調査の結果によると、本市の人口は平成2年（1990年）の433,358人をピークに減少しており、令和2年（2020年）では、388,078人となっています。

また、少子高齢化が急速に進展しており、「横須賀市人口ビジョン」での将来人口推計によると、総人口は、平成27年（2015年）の406,586人に対し、令和42年（2060年）には232,857人と、約17.3万人減少することが予測されており、年少人口割合は11.5%から8.9%、生産年齢人口割合は58.8%から51.2%まで減少し、老年人口割合は29.7%から39.9%まで上昇すると予測されています。

図2 人口総数の推移（S35（1960）～R2（2020））



（総務省「国勢調査」を基に作成）

図3 将来人口の推計（H27（2015）～R42（2060））

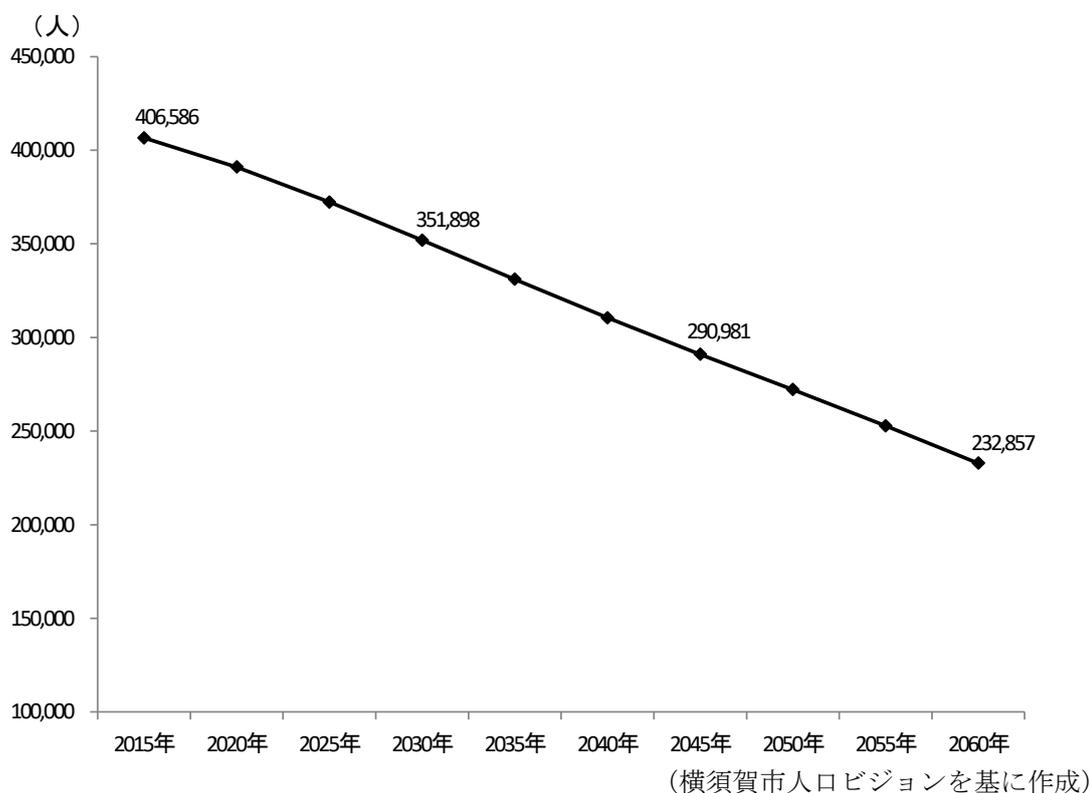
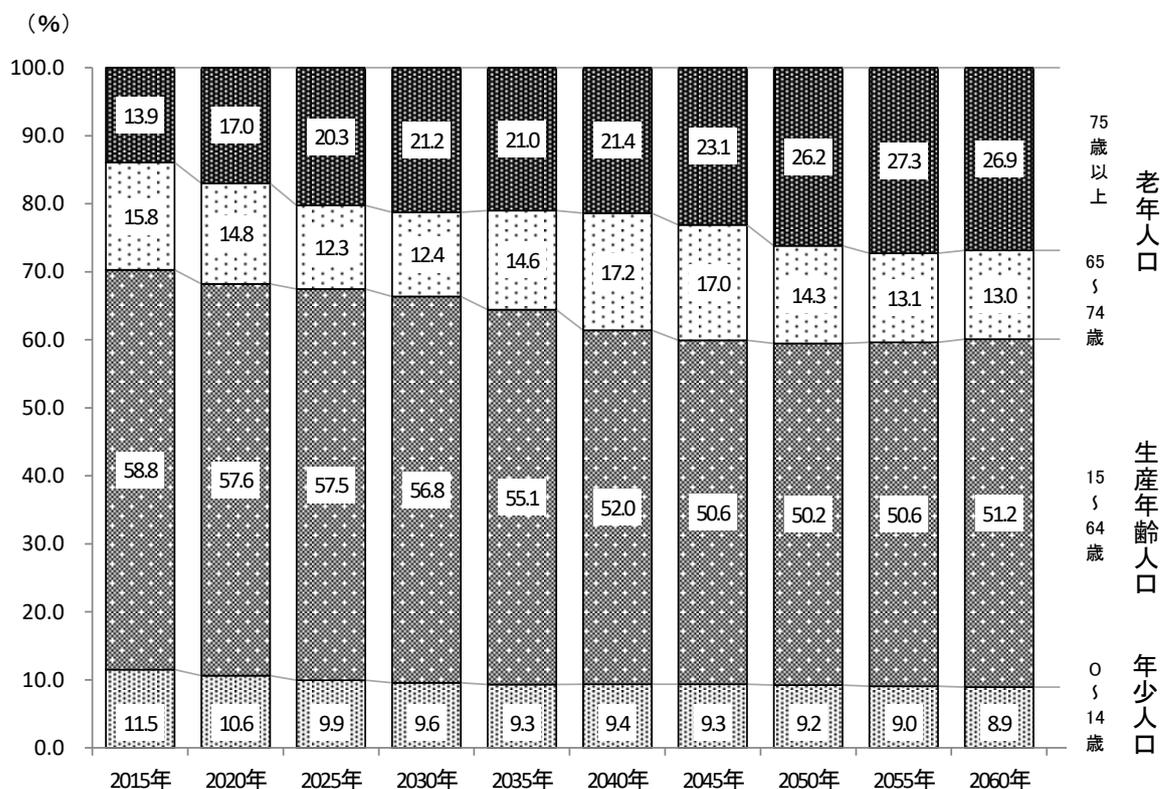


図4 将来人口の推計（年齢4区分別構成比）（H27（2015）～R42（2060））



3 財政状況

本市の財政状況として、地方自治体の基本的な行政経費を計上している一般会計の状況を示します。

(1) 歳出（支出）の推移 ～社会保障費の増加～

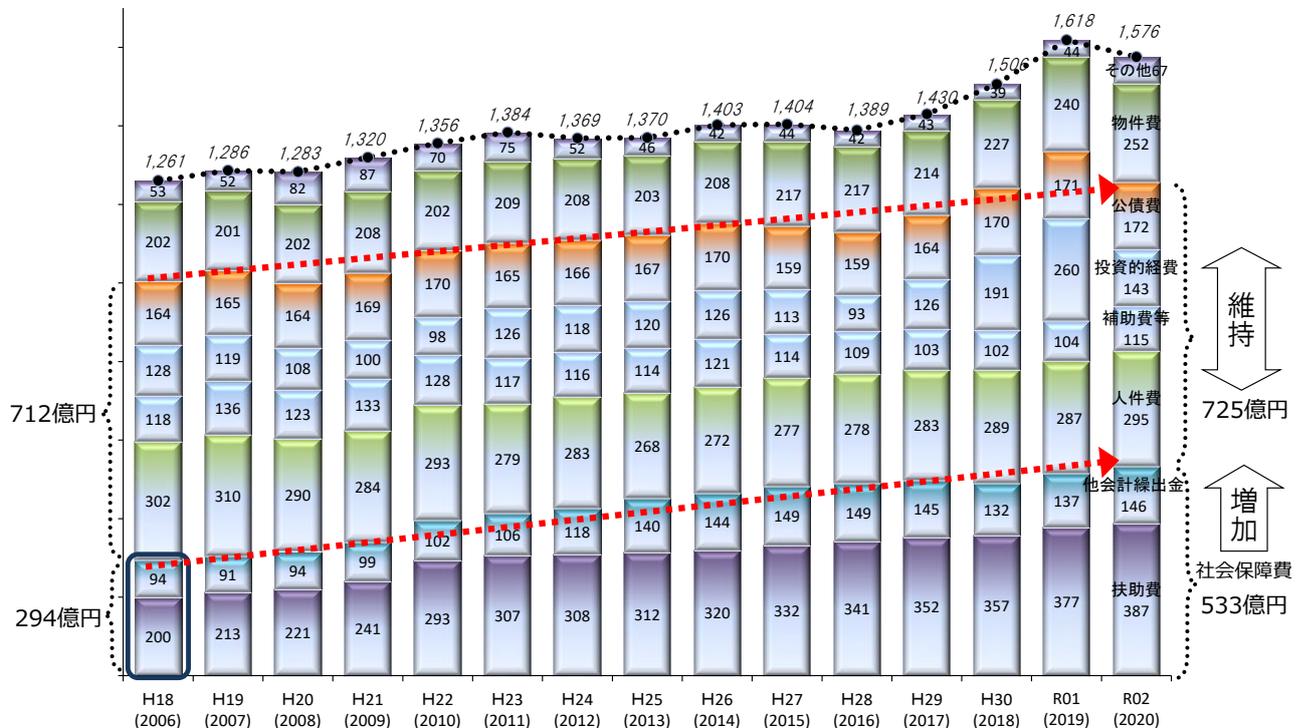
平成18年度（2006年度）以降の歳出決算での経費の性質別の推移を見ると、社会保障費（扶助費・他会計繰出し）が、平成18年度（2006年度）の294億円から令和2年度（2020年度）には533億円へと、ほぼ一貫して増加しています。

社会保障費が増加している主な理由は、生活保護や障害者福祉などの扶助費や、国民健康保険や介護保険、後期高齢者医療など他会計への繰出しの増加であり、これらは主に高齢化の進展によるものです。

一方、人件費、公債費および投資的経費等は、平成18年度（2006年度）が712億円、令和2年度（2020年度）が725億円となっており、歳出額総額が増加しているにもかかわらずほぼ横ばいです。

この状況は、歳出額全体の増加分を社会保障費の増加分で費やし、人件費や投資的経費などは増額することが難しい状況を示しています。

図5 性質別歳出の推移（H18（2006）～R2（2020）（単位：億円））



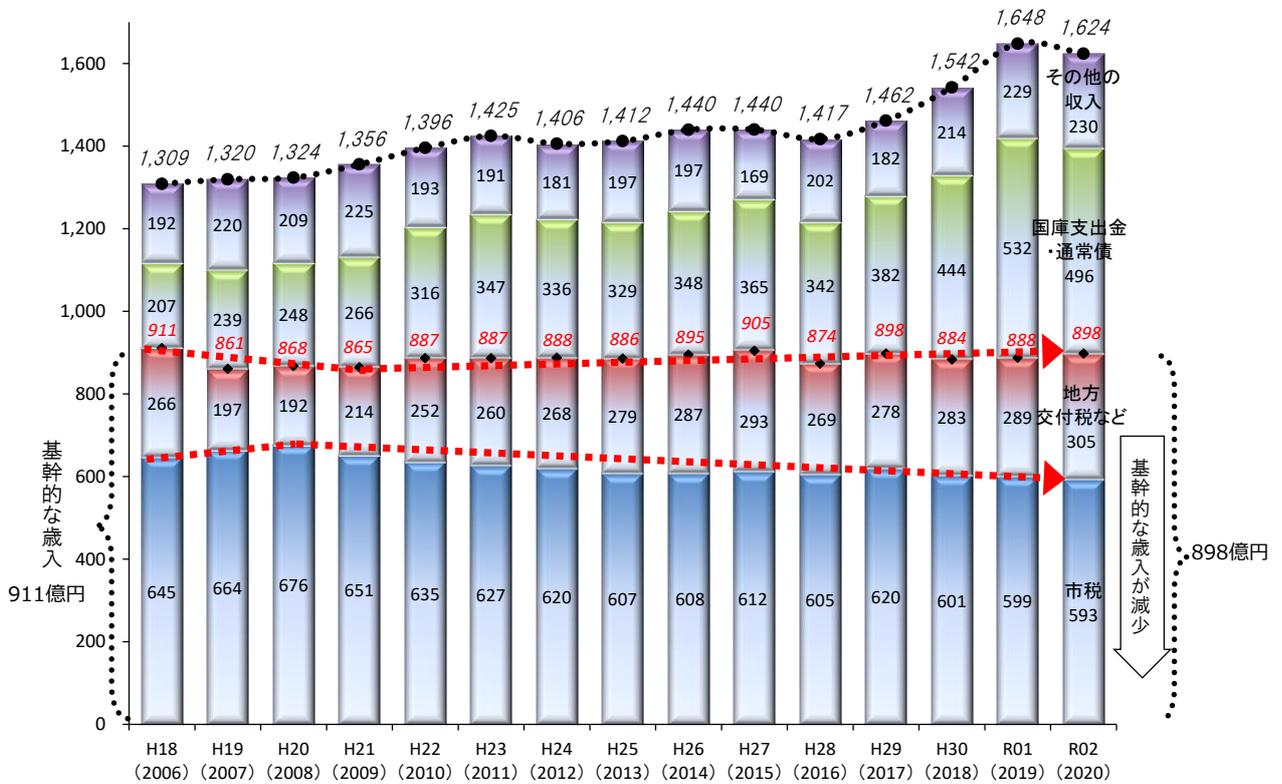
●平成21年度は定額給付金に係る物件費等（69億円）、平成26年度は臨時福祉給付金（9億円）および子育て世帯臨時特例給付金（5億円）、平成27年度は臨時福祉給付金（6億円）および子育て世帯臨時特例給付金（2億円）、平成28年度は臨時福祉給付金（17億円）および土地開発基金の廃止に伴う償還金、積立金（42億円）、平成29年度は臨時福祉給付金（11億円）、平成30年度は臨時福祉給付金還付金（0.2億円）、令和2年度は特別定額給付金（404.5億円）、ひとり親世帯等臨時特別給付金（5.9億円）、子育て世帯臨時特別給付金（4.4億円）をそれぞれ除く決算額。
 ※端数処理のため、合計が表示と合わない場合があります。
 （令和3年12月1日公表 横須賀市の財政状況を基に作成）

(2) 歳入（収入）の推移 ～財政運営の基幹となる歳入が減少～

平成18年度（2006年度）から令和2年度（2020年度）の歳入決算額の推移を見ると、市が使い道を自由に決められる「基幹的な歳入」は、平成18年度（2006年度）に911億円だったものが、令和2年度（2020年度）には898億円と、13億円減少しており、特に、市税が52億円減少しています。

人口減少が歳入減に影響を与えている側面はあるものの、市税が減少し、その結果、使い道の自由な歳入（収入）が減少しているということは、市の財政の硬直化が進んでいることを表しています。

図6 歳入決算額の推移（H18（2006）～R2（2020）（単位：億円））



●平成21年度は定額給付金に係る国庫支出金（69億円）、平成26年度は臨時福祉給付金に係る国庫支出金（10億円）および子育て世帯臨時特例給付金に係る国庫支出金（5億円）、平成27年度は臨時福祉給付金に係る国庫支出金（6億円）および子育て世帯臨時特例給付金に係る国庫補助金（2億円）、平成28年度は臨時福祉給付金に係る国庫支出金（17億円）および土地開発基金の廃止に伴う繰入金（46億円）、平成29年度は臨時福祉給付金に係る国庫支出金（11億円）、令和2年度は特別定額給付金（404.5億円）、ひとり親世帯等臨時特別給付金（5.9億円）、子育て世帯臨時特別給付金（4.4億円）をそれぞれ除く決算額
 ※端数処理のため、合計が表示と合わない場合があります。

（令和3年12月1日公表 横須賀市の財政状況を基に作成）

(3) 有形固定資産減価償却率の推移

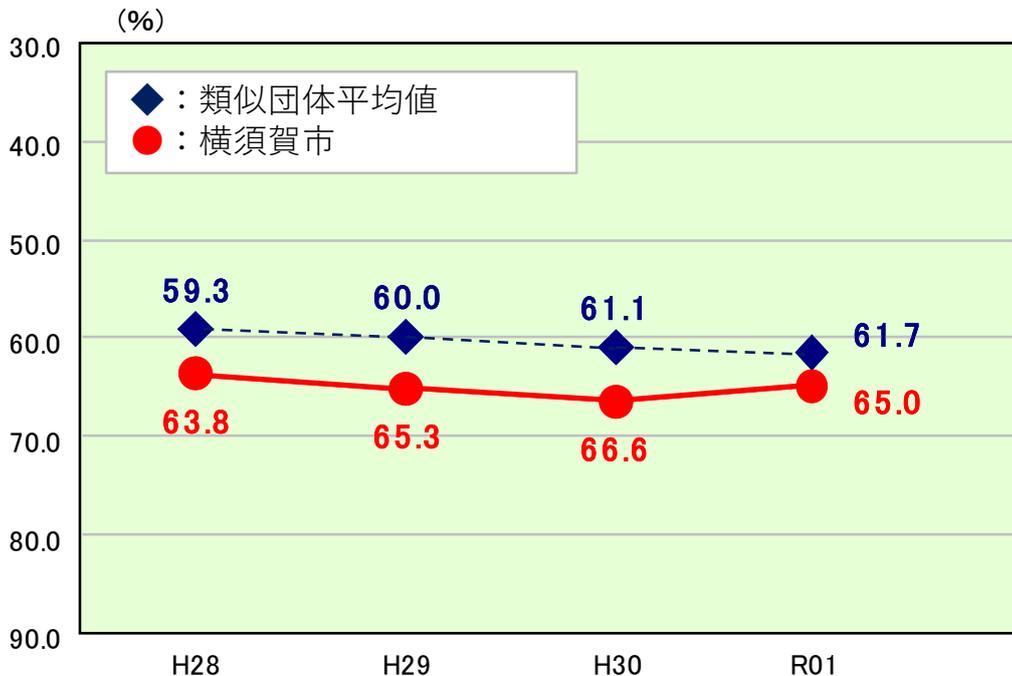
保有する建物や構築物等、資産の老朽化の状況を把握するための参考指標として、有形固定資産減価償却率があります。

本市全体の有形固定資産減価償却率は、令和元年度（2019年度）で65.0%となっており、類似団体※の平均値61.7%よりも高くなっています。

資産の減価償却の進行を示していることから、この値が高まるほど、建物等の老朽度が進んでいるということになりますので、類似団体の中でも、本市が保有する建物等は、老朽化が進んでいると言えます。

つまり、本市の建物等は、更新の必要性がより高い状態にあるということになります。

図7 有形固定資産減価償却率の推移



※類似団体：総務省が人口および産業構造等により全国の市町村を35のグループに分類した際に、本市と同じグループに属する団体を指し、本市を含め56市が対象となっている。

(神奈川県ホームページ「財政状況資料集」を基に作成)

今後、これまで整備してきた多くの施設が、老朽化により順次更新時期を迎えるため、人口規模や財政状況に合わせた計画的な対応（更新・統廃合・長寿命化など）が課題となります。

4 公共施設等の更新に係る中長期的な経費見込み

公共施設等の更新に係る中長期的な経費の見込みは、一部の個別施設計画において推計を行っていますが、本計画の対象としている施設分類全てで推計しているものではないことや、各計画の推計期間が異なることから、将来更新費用の推計については、次のとおり整理することとします。

なお、本推計値は、将来的な更新費用について大枠で捉えるため簡略的な推計をした概算値であり、実際の予算や事業費等とは異なります。

推計の区分

推計は、施設の数や規模、会計区分等から、「一般会計施設」と、「企業会計施設」である「上下水道施設」とを分けて整理しました。

その上で、一般会計施設については、総量の縮減や長寿命化を並行して進める「建物」と、長寿命化を中心に取り組む「インフラ施設」に区分しました。

なお、一般会計施設の建物には特別会計の公園墓地事業費および病院事業会計の施設を含んでいます。

一般会計施設		企業会計施設
建 物	インフラ施設	上下水道施設

推計の対象経費

本計画における推計の対象経費は、以下のとおりとします。

対象区分	対象経費	考え方等
更新費用	機能の回復を図る工事経費等	老朽化に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備することに伴う経費 (国が示す計画策定指針と同じ)
維持管理費用	光熱水費 動力費 保守管理委託料 修繕料 原材料費 等	上記に該当しない施設の維持管理経費 ※本計画上は、施設の具体的縮減量を明示していないため、計画期間中は同額で推移する扱いにしています。

推計期間**(1) 一般会計施設****①建物**

平成 25 年度に公表した「横須賀市公共施設マネジメント白書」では、公共施設等総合管理計画の対象のうち施設数の多い「建物」について、平成 25 年度（2013 年度）から令和 34 年度（2052 年度）までの 40 年間を対象期間として更新費用を推計しました。

「公共施設等総合管理計画」では、上記推計期間内の残りの期間である令和 4 年度（2022 年度）から令和 34 年度（2052 年度）までの 31 年間を使用します。

②インフラ施設

個別の長寿命化計画等を策定している施設もありますが、建物の推計期間に合わせ、令和 4 年度（2022 年度）から令和 34 年度（2052 年度）までの 31 年間を推計期間とします。

(2) 企業会計施設**・上下水道施設**

令和 82 年度（2100 年度）までの更新費用を推計した「横須賀市上下水道施設計画」のうち、建物の推計期間に合わせた、令和 4 年度（2022 年度）から令和 34 年度（2052 年度）までの 31 年間を推計期間とします。

更新費用の平均

今後も充当可能な財源の目安として、更新費用推計を記載した図に以下の値を併記しています。

平成 29 年度（2017 年度）～令和 3 年度（2021 年度）の 5 年間に要した更新費用の予算額の年平均値

この値と、将来的に要することが見込まれる更新費用推計とを比較することで、現状を把握し、今後の対応について検討していきます。

※インフラ施設については、継続的に相当額の新設費用も予算化している現状や、それらを更新費用に移行していく今後の可能性も踏まえ、標記平均値に新設費用も包含しています。

(1) 一般会計施設

①建物

平成25年度(2013年度)に公表した「公共施設マネジメント白書」では、その後40年間の令和34年度(2052年度)まで、同規模の施設を保持し、一定年数間隔で大規模改修や建て替えを続けたと仮定した場合の更新費用推計について算出しました。

総務省が公開している試算ソフトの初期設定値で推計したところ、40年間の更新費用は累計約5,595億円、年平均で約139.9億円となり、平成25年度(2013年度)当初予算の公共施設に係る更新費用の合計58.7億円と比較すると大幅に不足する結果となりました。

令和4年(2022年)の公共施設等総合管理計画の見直しにあたって、上記の推計をベースに、本計画の対象としている令和4年度(2022年度)から令和34年度(2052年度)までの31年間における更新費用を算出すると、累計約3,800億円、年平均で約122.6億円という推計結果になっています。

これは、平成29年度(2017年度)から令和3年度(2021年度)までの施設の更新に係る予算の年間平均額約68.8億円と比較すると、各年で約53.8億円、31年間累計で1,600億円超不足することとなります。

本市では、令和元年度に、建物の長寿命化に向けた計画的な維持保全に関する方針として「横須賀市公共施設保全計画」を定めていますが、この考えに則り、長寿命化等を図った場合には、令和4年度(2022年度)から令和34年度(2052年度)までで累計約2,809億円、年平均で約90.6億円の更新費用になると推計しています。

これにより、前記の単純な更新費用推計と比較して、累計約991億円、年平均で32.0億円の削減効果が生じますが、それでも、年間予算の平均額約68.8億円と比較すれば年間約21.8億円不足するため、今後も同規模の施設を保有し続けることは困難であり、再編に伴う施設数の縮減等も並行して推し進めていかなければなりません。

表2 建物の更新費用内訳(R4(2022)~R34(2052))31年間

類 型	標準的な耐用年数 で単純更新(A)		長寿命化 (B)		効果額 (A) - (B)	
	更新費用推計		更新費用推計		更新費用推計	
	累 計	年平均	累 計	年平均	累 計	年平均
建 物	3,800億円	122.6億円	2,809億円	90.6億円	991億円	32.0億円

図8 建物の更新費用推計（標準的な耐用年数で単純更新）

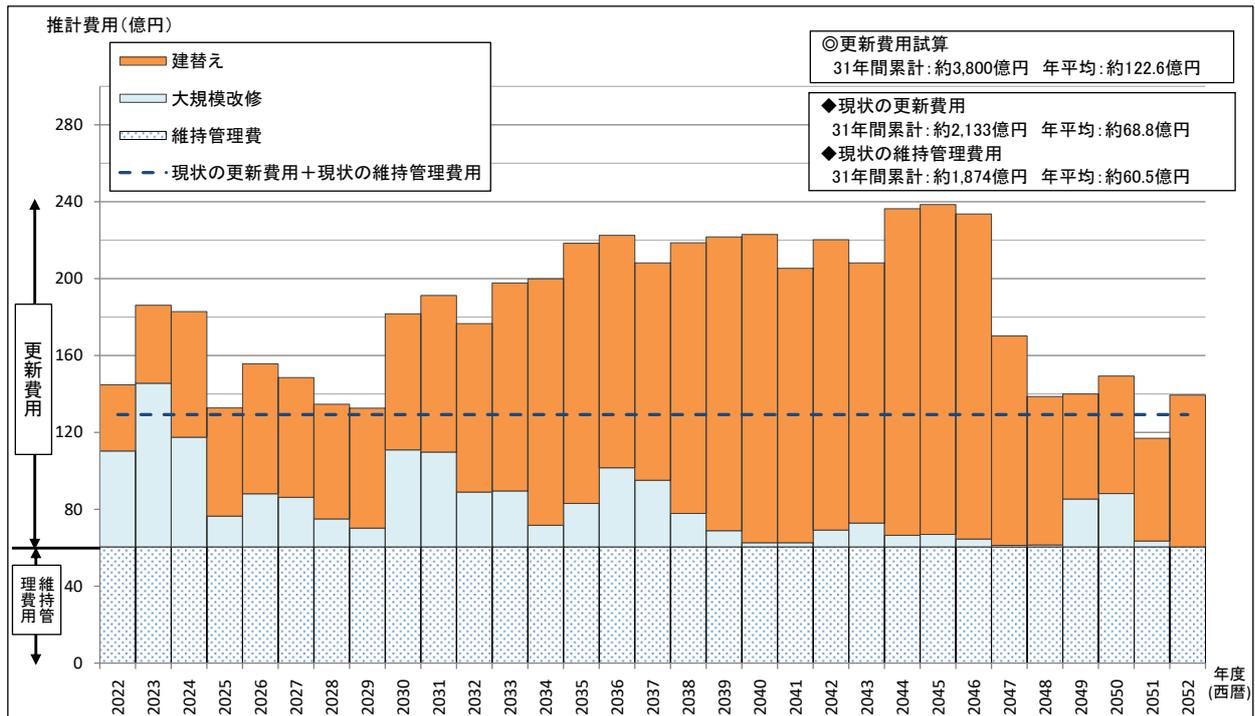
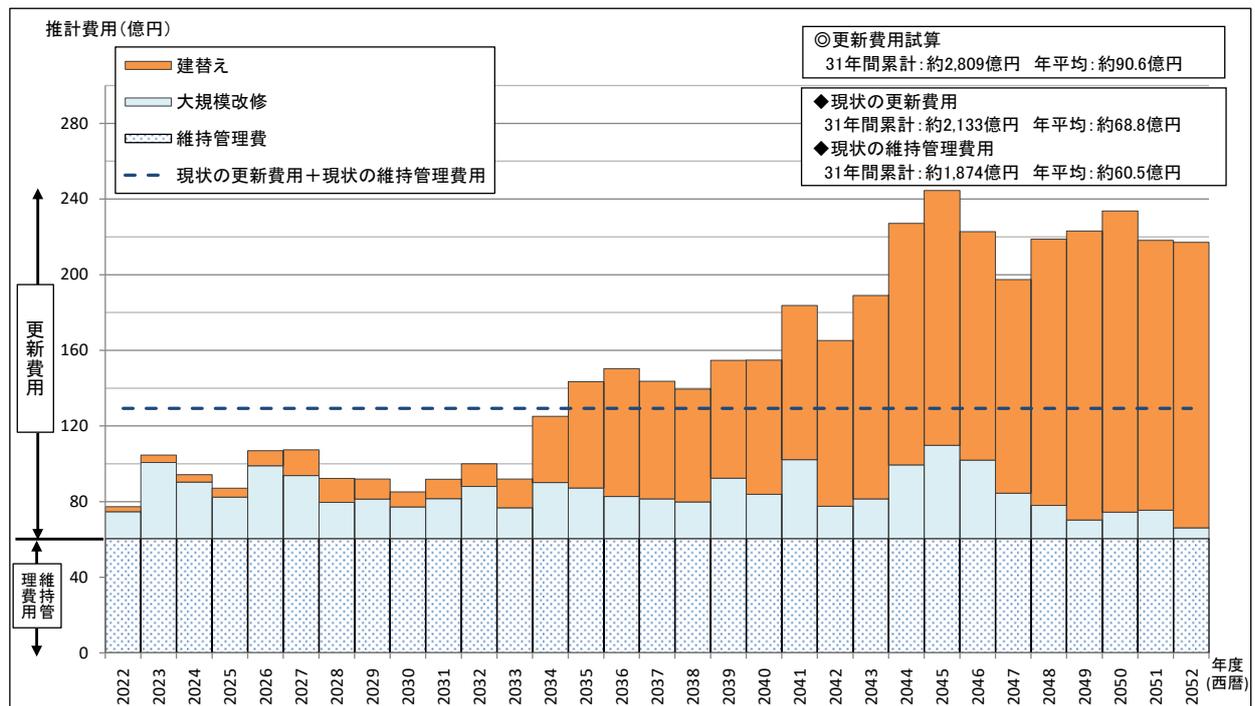


図9 建物の更新費用推計（長寿命化）



●更新費用推計の考え方

総務省が公開している「公共施設等更新費用試算ソフト」の手法を用い、以下の条件で推計
 <単純更新>

- ・建築後30年経過後に大規模改修
- ・建築後60年経過後に建て替え

<長寿命化>

- ・横須賀市公共施設保全計画(34頁)の考え方に基づき定期的に建物保全(大規模改修)
- ・建築後70年経過後に建て替え

②インフラ施設

インフラ施設の更新費用は、個別施設計画で既に推計を実施している場合にはその値を使用し、その他の施設は、施設ごとに更新のサイクルを定め、更新した場合の費用を算出した値を使用し、推計を行いました。

推計の結果、令和4年度（2022年度）から令和34年度（2052年度）までの31年間累計で約1,922億円、年平均で約62.0億円となります。

また、長寿命化を図った場合についても試算していますが、31年間累計で約1,275億円、年平均で約41.1億円となり、前者の場合と比較して、累計約647億円、年平均で約20.9億円程度の縮減が見込まれています。

年度別の更新費用の状況を見ると、大規模な施設の更新が見込まれる年度は費用が高くなるなど、年度間でバラつきがある状況です。

長寿命化を図った場合の年平均額約41.1億円と、平成29年度（2017年度）から令和3年度（2021年度）までの施設の更新に係る予算の年平均額約38.6億円を比較すると、その差は年2.5億円程度に収まっているため、将来的にも大きな不安はないようにも見えますが、ここで言う予算の平均額には、施設の新設費用も含まれており、純粋な更新費用とは言い切れない側面もあります。

人口減少時代であるため、今後、中長期的には、新設事業は必然的に減少していくことが想定されますが、インフラ系の施設は、建物系のように施設再編や施設数の減少といった対応が難しいため、これまでは新設分に費やしていたコストを、施設の長寿命化を図って適切に維持管理していくことに費やす方向性へシフトしていくことが一層重視されていきます。

表3 インフラ施設の更新費用内訳（R4（2022）～R34（2052））31年間

類 型	標準的な耐用年数 で単純更新（A）		長寿命化 （B）		効果額 （A）－（B）	
	更新費用推計		更新費用推計		更新費用推計	
	累 計	年平均	累 計	年平均	累 計	年平均
道 路	1,061 億円	34.2 億円	794 億円	25.6 億円	267 億円	8.6 億円
港湾・漁 港・海岸	514 億円	16.6 億円	143 億円	4.6 億円	371 億円	12.0 億円
河 川	208 億円	6.7 億円	199 億円	6.4 億円	9 億円	0.3 億円
公 園	140 億円	4.5 億円	139 億円	4.48 億円	1 億円	0.02 億円
合 計	1,922 億円	62.0 億円	1,275 億円	41.1 億円	647 億円	20.9 億円

※端数処理のため、合計が表示と合わない場合があります。

図10 インフラ施設の更費用推計（標準的な耐用年数で単純更新）

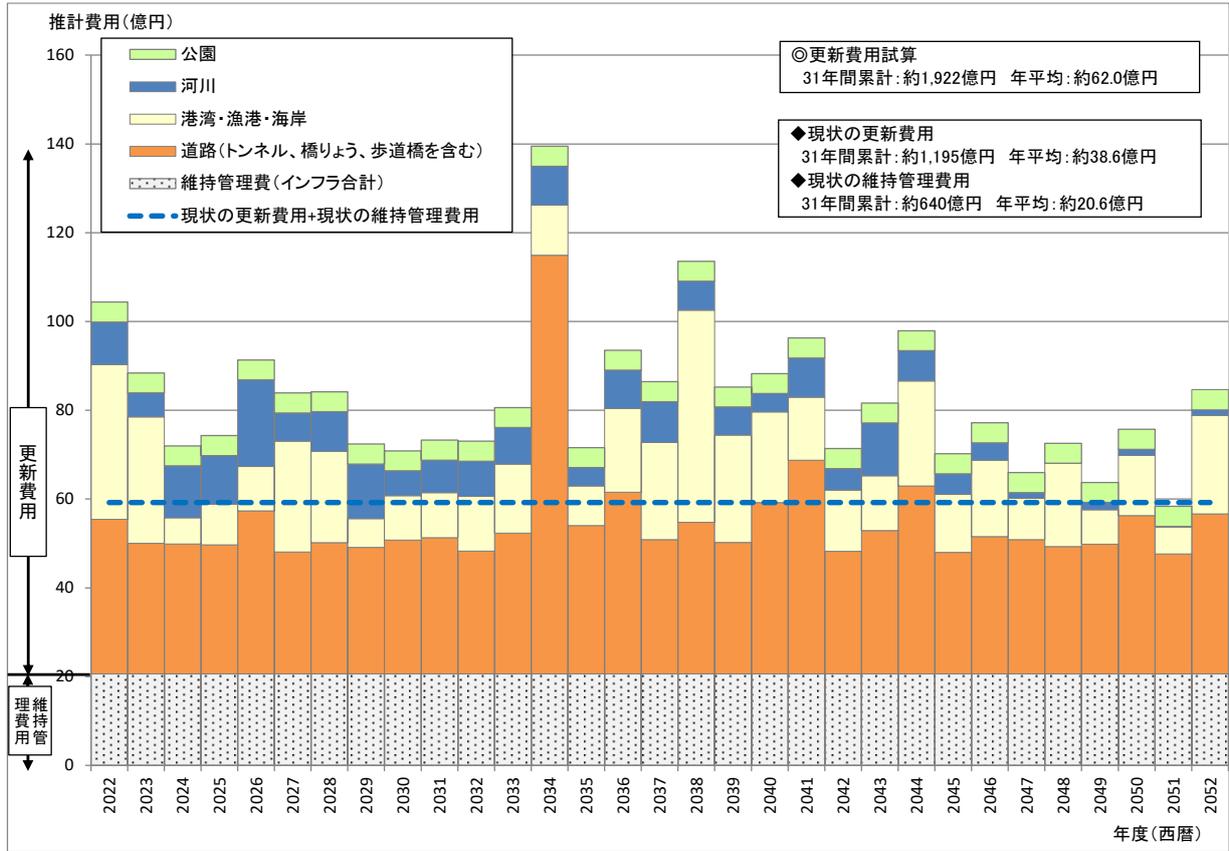
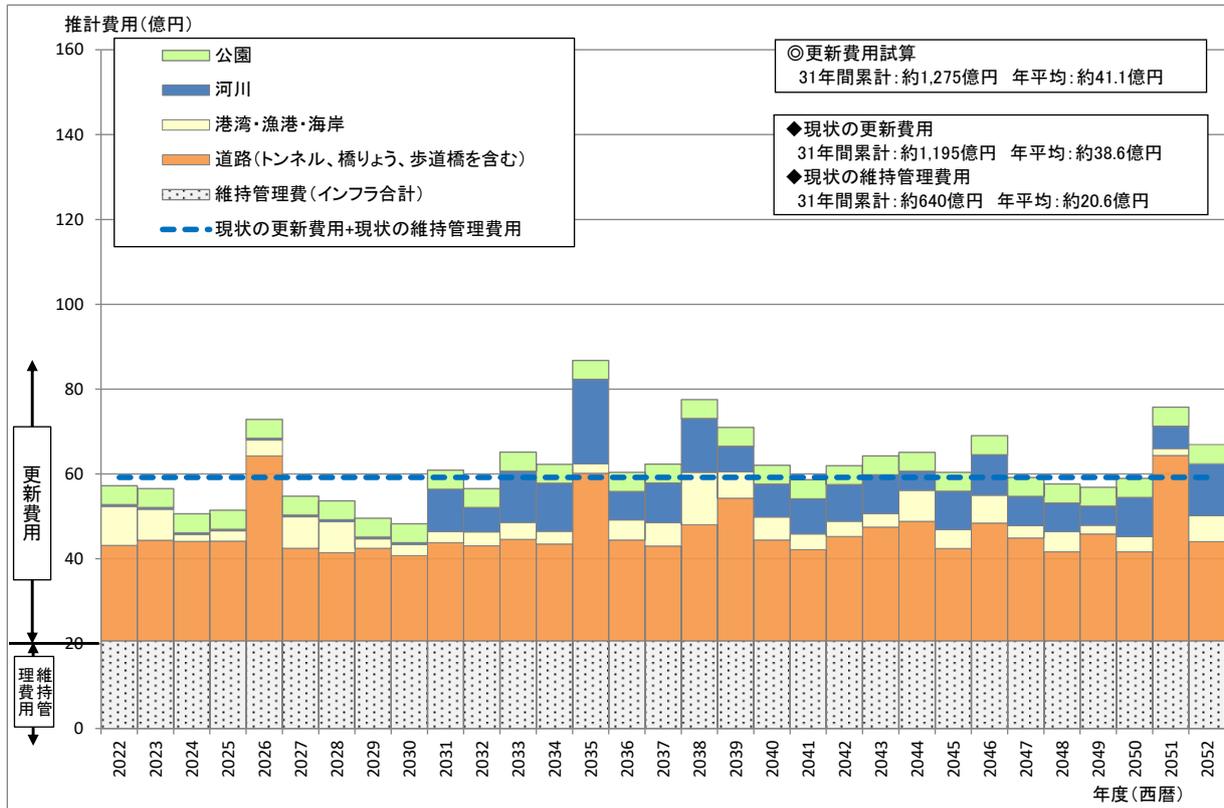


図11 インフラ施設の更新費用推計（長寿命化）



●更新費用推計の考え方

施設類型別に、以下の考え方に基づき推計

【道路】

主要道路：横須賀市舗装維持管理計画の推計値を用いて算出

道路トンネル：横須賀市道路トンネル長寿命化修繕計画の推計値を用いて算出

橋りょう：横須賀市橋りょう長寿命化修繕計画の推計値を用いて算出

横断歩道橋：更新のサイクルおよび単価を定め、更新費用を算出

【港湾・漁港・海岸】

港湾施設維持管理計画および機能保全計画の点検結果を参考に、更新のサイクルおよび単価を定め、更新費用を算出

【河川】

更新のサイクルおよび単価を定め、更新費用を算出

【公園】

遊具、便所、運動公園、集客公園：公園施設長寿命化計画の推計値を用いて算出

その他施設：直近5か年の更新費用に該当する予算の平均額を基に算出

③一般会計施設の合計

建物およびインフラ施設を合わせた一般会計施設の更新費用推計の合計は、令和4年度（2022年度）から令和34年度（2052年度）の31年間累計で約5,722億円、年平均で約184.6億円となります。

また、これらの施設に対し、長寿命化を図った場合の更新費用推計は、31年間累計で約4,083億円、年平均で約131.7億円となります。

平成29年度（2017年度）から令和3年度（2021年度）までの施設の更新に係る予算の年平均額約107.4億円と比較すると前者で約77.2億円、後者で約24.3億円不足することとなります。

図12 一般会計施設合計の更新費用推計（標準的な耐用年数で単純更新）

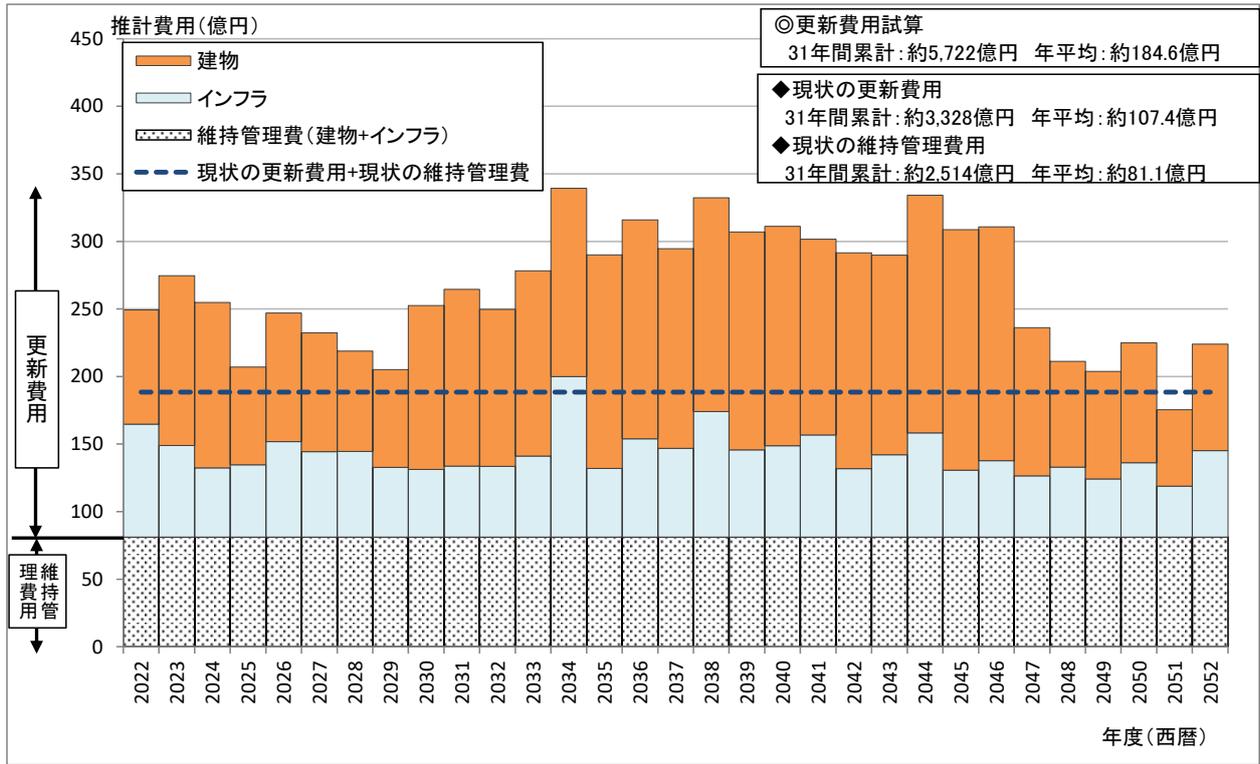
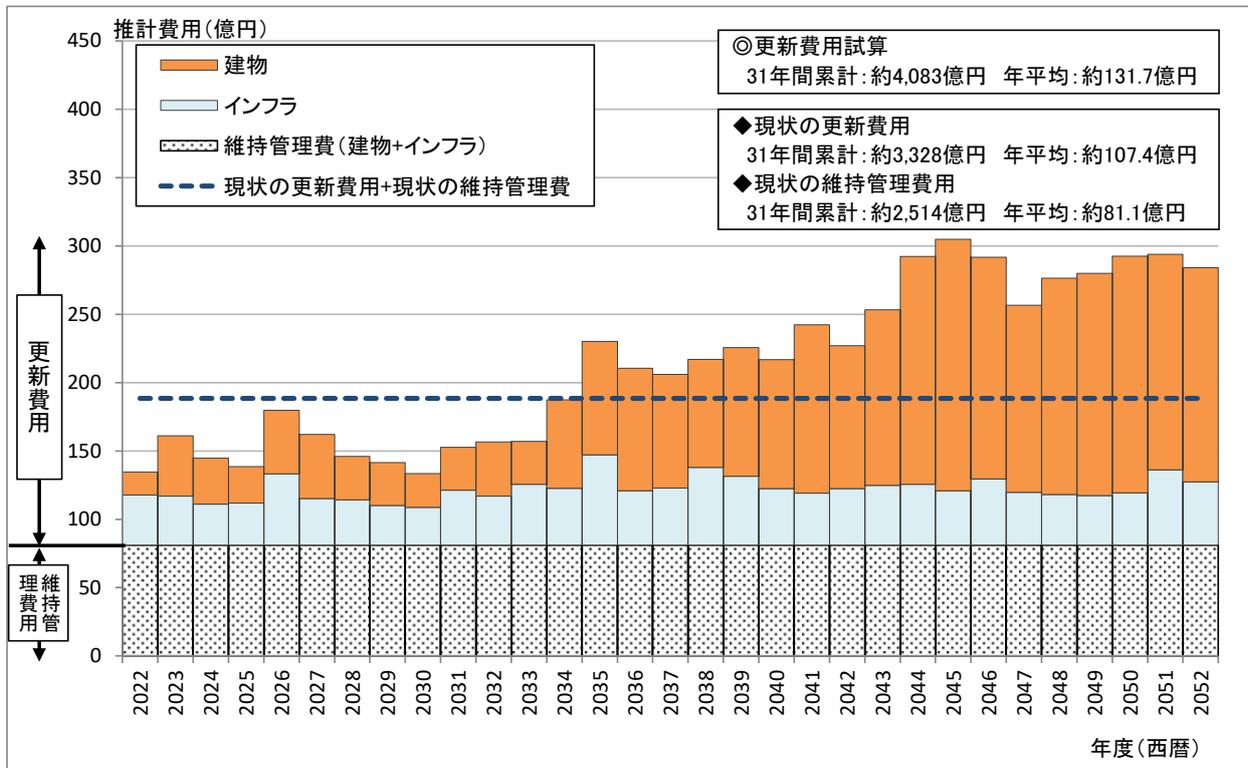


図13 一般会計施設合計の更新費用推計（長寿命化）



(2) 企業会計施設

上下水道施設については、平成30年(2018年)6月策定の「横須賀市上下水道施設計画」で、令和82年度(2100年度)までの超長期的な施設の更新費用を推計しています。

このうち、公共施設等総合管理計画の対象とした令和4年度(2022年度)から令和34年度(2052年度)までの31年間における単純更新した場合の費用と、長寿命化を図った場合の更新費用は以下のとおりです。

長寿命化を図った場合の更新の方が単純更新に比べて、水道施設では、累計で約2,361億円、年平均で約76.2億円、下水道施設では累計で2,097億円、年平均で約67.7億円の削減効果があります。

なお、長寿命化を図った更新については施設規模の適正化も考慮しています。

表4 企業会計施設の更新費用内訳 (R4(2022)~R34(2052)) 31年間

類 型	標準的な耐用年数 で単純更新(A)		長寿命化・施設規模の 適正化(B)		効果額 (A) - (B)	
	更新費用推計		更新費用推計		更新費用推計	
	累 計	年平均	累 計	年平均	累 計	年平均
水道施設	3,716億円	119.9億円	1,355億円	43.7億円	2,361億円	76.2億円
下水道施設	3,772億円	121.7億円	1,675億円	54.0億円	2,097億円	67.7億円
合 計	7,488億円	241.6億円	3,030億円	97.7億円	4,458億円	143.9億円

なお、平成29年度(2017年度)から令和3年度(2021年度)までの施設の更新に係る予算の年平均は、水道施設では約48.6億円となり、長寿命化を図った場合の更新費用約43.7億円を上回ることとなります。

一方、下水道施設では予算の年平均が約44.5億円となり、長寿命化を図った場合の更新費用約54.0億円に対して約9.5億円不足することとなるため、現状の予算額では全ての施設を更新することは難しい状況です。

図14 水道施設の更新費用推計（標準的な耐用年数で単純更新）

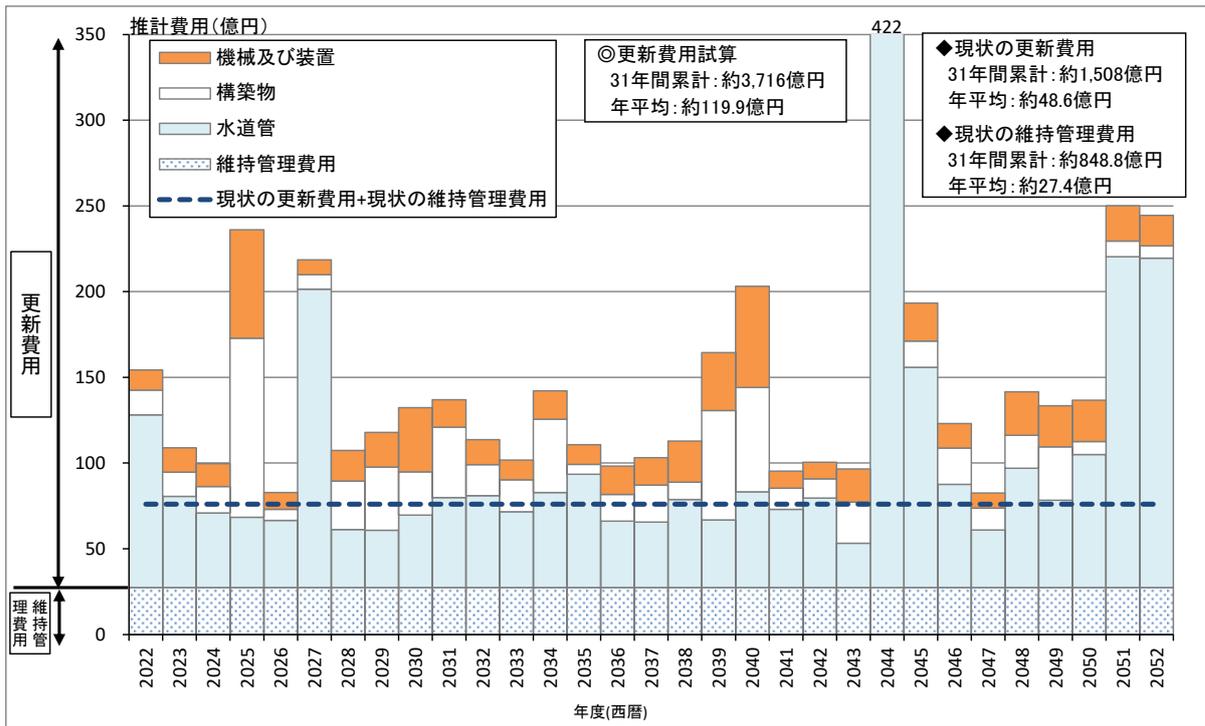
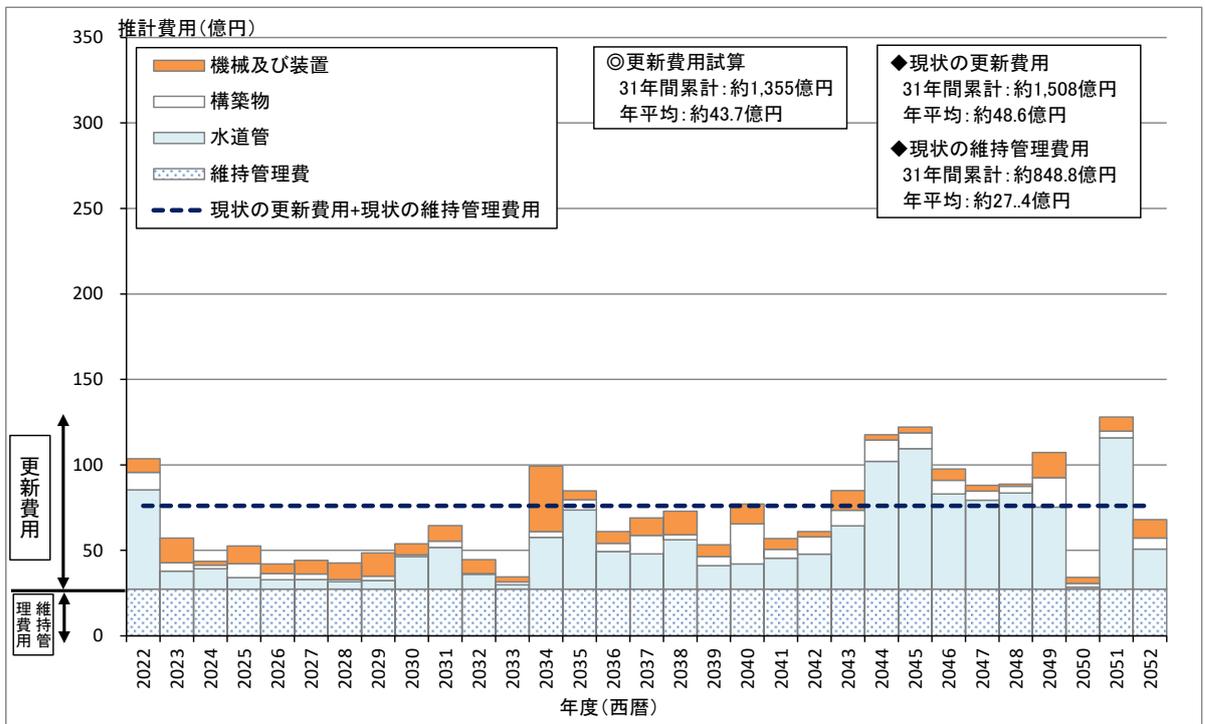


図15 水道施設の更新費用推計（長寿命化+施設規模の適正化）



●更新費用推計の考え方

「横須賀市上下水道施設計画」（平成30年6月策定）における更新費用推計結果から算出

- ・標準的な耐用年数で単純更新 総額 約1兆2,694億円 年平均 約138億円
 - ・長寿命化+施設規模の適正化 総額 約5,792億円 年平均 約63億円
- （平成22年度（2010年度）～令和82年度（2100年度）91年間）

図 16 下水道施設の更新費用推計（標準的な耐用年数で単純更新）

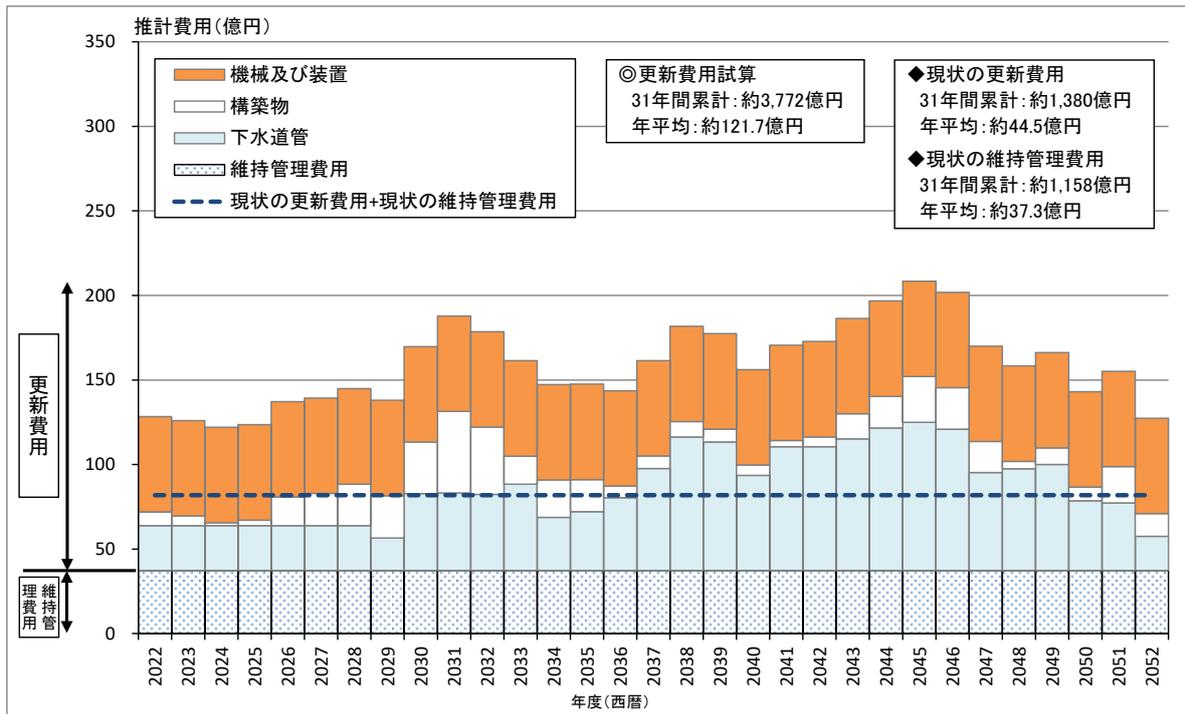
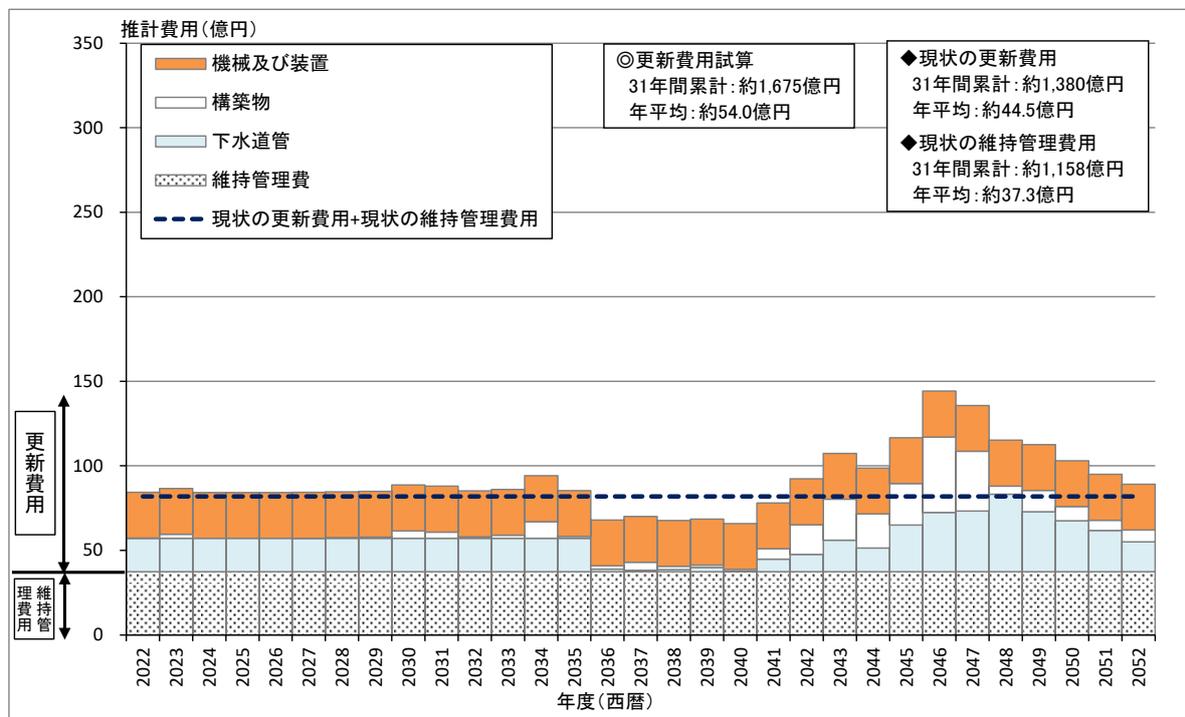


図 17 下水道施設の更新費用推計（長寿命化＋施設規模の適正化）



●更新費用推計の考え方

「横須賀市上下水道施設計画」(平成30年6月策定)における更新費用推計結果から算出

- ・標準的な耐用年数で単純更新 総額 約9,813億円 年平均 約108億円
- ・長寿命化＋施設規模の適正化 総額 約5,764億円 年平均 約63億円
(平成22年度(2010年度)～令和82年度(2100年度)91年間)

5 現状および将来見通しから見た課題への対応

本章でこれまで述べてきた、人口の推移、財政状況、中長期的な経費の見込みなどの課題を整理すると、以下の対応が必要と考えられます。

(1) 建物

建物は、令和元年度に策定した「横須賀市FM戦略プラン」に基づき、長期的な施設の再編等の方向性を踏まえるとともに、中期的な取り組みを推進します。

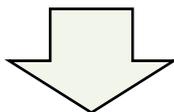
併せて、同じく令和元年度に策定した「公共施設保全計画」に基づき、計画的な維持・保全を推進していきます。

これらの取り組みにより、施設の再編等と並行して建物の長寿命化を図り、中長期的な施設の更新費用や維持管理費用の抑制を図っていきます。

こうした取り組みを効果的に推進するためには、民間資金の活用などによる支出削減はもちろん、受益者負担の適正化、資産の売却、空きスペースの民間への貸し付けなどによる更新費用の財源確保に向けた収入増大も併せて進めていきます。

(2) インフラ施設および上下水道施設

インフラ施設や企業会計施設である上下水道施設は、市民生活や社会経済を支える基盤となる施設であるため、廃止や縮小を進められる範囲は、限定的になってしまいますが、社会状況の変化に対応した施設規模の適正化等を実施することや、計画的・効率的な維持管理の推進により、費用の平準化と長寿命化を図ることで、トータルコストを縮減していきます。



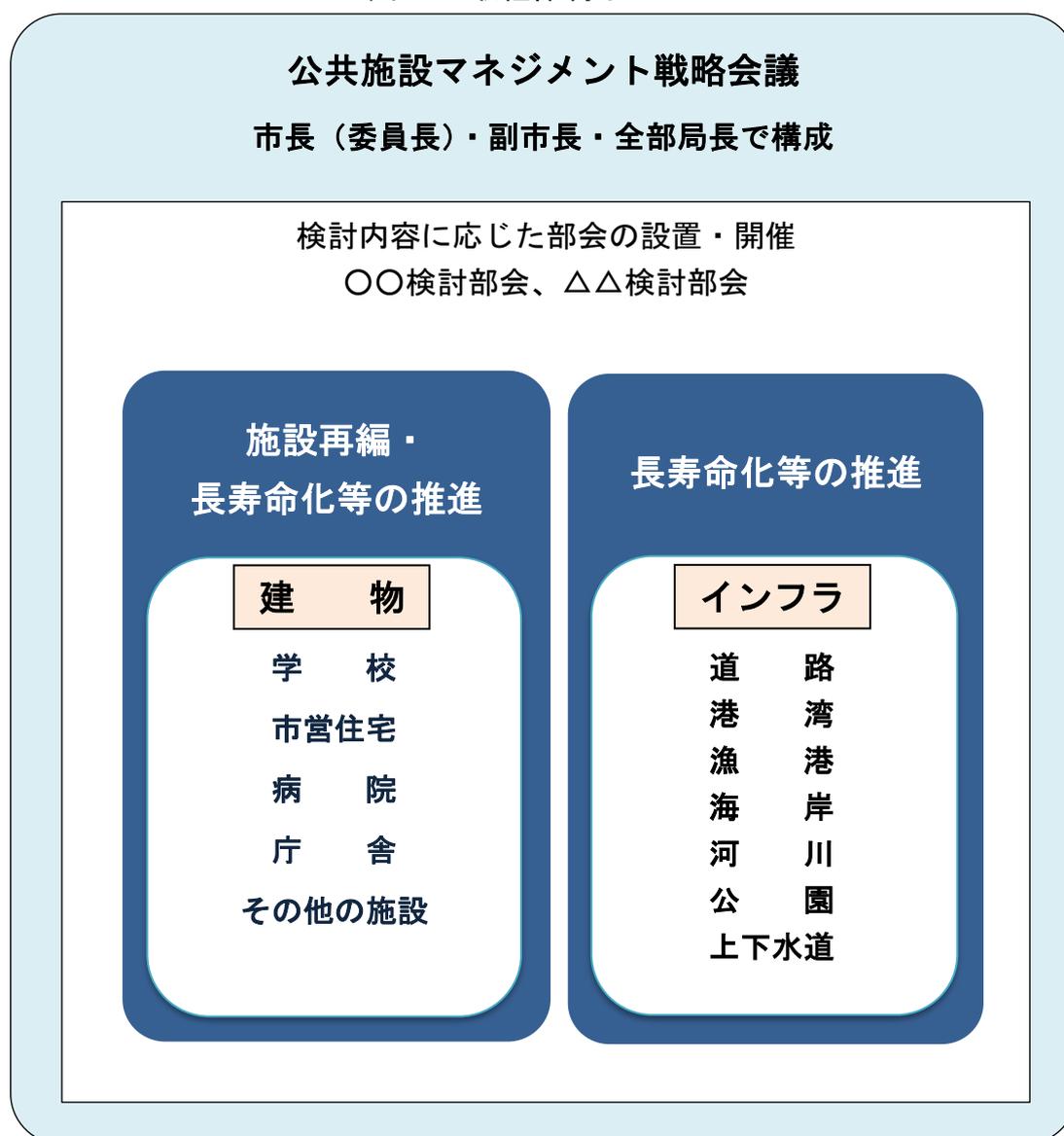
今後、どのように公共施設等を管理していくのか、次章以降で、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針および施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を示します。

3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 全庁的な取組体制の構築および情報管理・共有方策

本計画の推進にあたり、市長を委員長とする、全庁的組織である「公共施設マネジメント戦略会議」において、公共施設の更新・再編・長寿命化対策等の重要事項を検討していきます。

図 18 取組体制イメージ



2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

これまで見てきたとおり、公共施設等の管理については、老朽化に伴い、今後、多額の更新費用が必要となることや、厳しい財政状況が続く中で、人口減少等により、公共施設等の利用需要が変化していくことなどの課題があります。

そのため、計画の目的でも触れましたが、公共施設等全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に進め、財政負担の軽減、平準化を図っていく必要があります。

ここでは、はじめに（１）で、平成29年（2017年）に策定した当初計画で掲げていた基本的な考え方への対応状況を、項目別に振り返ります。

続けて、（２）では、第1章や第2章で述べた状況も踏まえて、今後の公共施設等の総合的な管理に関する基本的な考え方を定めることとします。

なお、施設類型別の詳細な事項については、「4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」で示していきます。

（１）基本的な考え方への対応状況の振り返り

①点検・診断等の考え方

建物、インフラ施設、上下水道施設のいずれについても、定期的に点検・診断を行う仕組みが構築されてきました。

ここで得られた結果については、以下②～④の取り組みを実施する際に活用してきました。

②維持管理・修繕・更新・長寿命化等の考え方

長寿命化に向けて、事後保全から予防保全へと転換し、ライフサイクルコストの縮減や平準化を図る考え方は、いずれの施設類型であっても共通で当てはまるものとして、取り組みを推進してきました。

一方で、実際の取り組みにあたっては、点検結果や重要度、緊急性等を踏まえ、予算の範囲内で優先順位を設けざるを得ないため、予防保全への移行は道半ばという状況です。

③安全確保・耐震化の考え方

老朽化が進んだ施設に対する安全性確保に向けて、低利用施設については廃止、今後も一定の需要が見込まれると考えられる施設については、更新や耐震化などを行ってきました。

一方で、財政状況等の観点から、そうした対応まで行き届かない施設については、立ち入り規制を行うなど、十分な対応が図られるまでの間、市民の安全確保に向けた危険回避なども行ってきました。

④統合や廃止の考え方

低利用の施設や老朽化した施設（主に建物系）を中心に統廃合を進めてきましたが、今後も必要な機能については、他の施設で同等機能を確保するなど、単純な廃止にとどまらない対応も図ってきました。

一方、施設の保有量に着目すれば、減少した施設分類よりも増加しているもののほうが圧倒的に多く、必ずしも人口減少等の社会状況に比例した対応とはなっていません。

⑤総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

全庁的な組織である「公共施設適正化推進本部」、その後の「公共施設マネジメント戦略会議」において、本計画の策定や見直しについて、検討を行いました。

一方で、建物以外の施設類型については、その施設の性格上、数値目標を見出すことが難しい側面もあり、全庁的な体制でその進捗度合いを論じる場面が少ない状況です。

(2) 今後の公共施設等の管理に関する基本的な考え方

①点検・診断等の考え方

施設の点検は、施設の状態を適切に把握し、点検結果は、記録を蓄積し、次期の点検や計画の見直しに活かしていきます。

また、安全性や耐久性などの施設の健全度を把握するための診断を実施します。

②維持管理・修繕・更新・長寿命化等の考え方

公共施設等の維持管理・修繕・更新等には、多額の費用が必要となります。健全度調査等の結果を踏まえ、維持管理や修繕を計画的・効率的に実施することにより、維持管理費を平準化し、トータルコストの縮減を図ります。

なお、施設の維持管理にあたって、これまでは、事後保全中心であったものから、予防保全の考え方を積極的に取り込み、より一層の長寿命化を図っていきます。

また、更新に際しては、他のまちづくりに関する計画との整合を図るとともに、PPP/PFI（民間の技術・ノウハウ、資金等を活用するための手法）の活用を検討します。

③安全確保・耐震化の考え方

利用者の安全を最優先に考え、危険性が認められた施設については、

その状況に応じて必要な措置を行い、安全性を確保していきます。

耐震化については、施設により基準や方針が異なるため、それぞれの施設類型に応じた対応を図っていきます。

④ユニバーサルデザイン化の考え方

施設類型により、ユニバーサルデザインの具体化がイメージしやすいものとそうではないものがありますが、市民が利用する施設の更新時には、誰もが使いやすいものに改善することができないか、併せて検討をしていきます。

⑤統合や廃止の考え方

建物については、「FM戦略プラン」に位置付けた、長期的な再編の方向性に基づき、進めていきます。

インフラ施設は、市民生活を支える重要な役割を果たしているため、基本的には廃止や縮小は困難ですが、必要な施設を、長期的に安全・快適に保持していく財源を確保するためにも、人口減少等の社会状況の変化に対応した施設規模の適正化等を検討します。

⑥保有財産の活用や処分に関する基本方針

上記の統合・廃止等に伴い生じた未利用施設については、庁内における行政目的での利活用の有無について、調査・検討します。

その上で、具体的な利活用の見込みがないと判断した施設については、速やかに売却または貸付を行うことを原則とし、今後も必要と位置づけた他の施設を安定的に保持していくため、維持管理等の財源を確保していきます。

⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

総合的かつ計画的な管理を実現するためには、全庁で公共施設マネジメントに取り組む必要があります。

「1 全庁的な取組体制の構築および情報管理・共有方策」に記載のとおり、「公共施設マネジメント戦略会議」において、総合的な公共施設マネジメントを推進します。

また、公共施設等の庁外研修や先進自治体から得たノウハウ等を利活用するなど、公共施設等の管理に関する情報を積極的に収集し、その内容を全庁的に共有します。

⑧脱炭素社会への移行に向けた考え方

本市は、二酸化炭素または温室効果ガスの排出量について、令和 32 年（2050 年）までに実質ゼロを目指す「横須賀市ゼロカーボンシティ宣言」を行っています。

公共施設の維持管理等にあたっては、この考え方を踏襲し、再生可能エネルギーの普及やエネルギー使用の合理化などの地球温暖化対策の取り組みを進めていきます。

⑨近隣市町・県との連携

現在、神奈川県や県内市町村との連携を図る場として「公共施設等マッチング連絡会議」が設けられています。公共施設等全体の維持管理の推進にあたっては、こうした仕組みを活用しながら、周辺市町や県との連携を図っていきます。

特に、前ページ「⑤統合や廃止の考え方」や「⑥保有財産の活用や処分に関する基本方針」については、対応方法の選択肢が増える可能性が考えられるので、視野を広げて検討を進めていきます。

3 フォローアップの実施方針

(1) 進行管理の手法

本計画の進行管理は、PDCAサイクルにより、効果的に行います。
そのサイクルは、次ページ記載のとおり、概ね基本構想・基本計画策定のサイクルに合わせることを原則とします。

(2) 進行状況の報告・評価

進行状況の報告・評価は、「公共施設マネジメント戦略会議」で行うとともに、その結果を市議会へ報告し、ホームページ等で公表します。

図 19 公共施設等総合管理計画のPDCAサイクルのイメージ

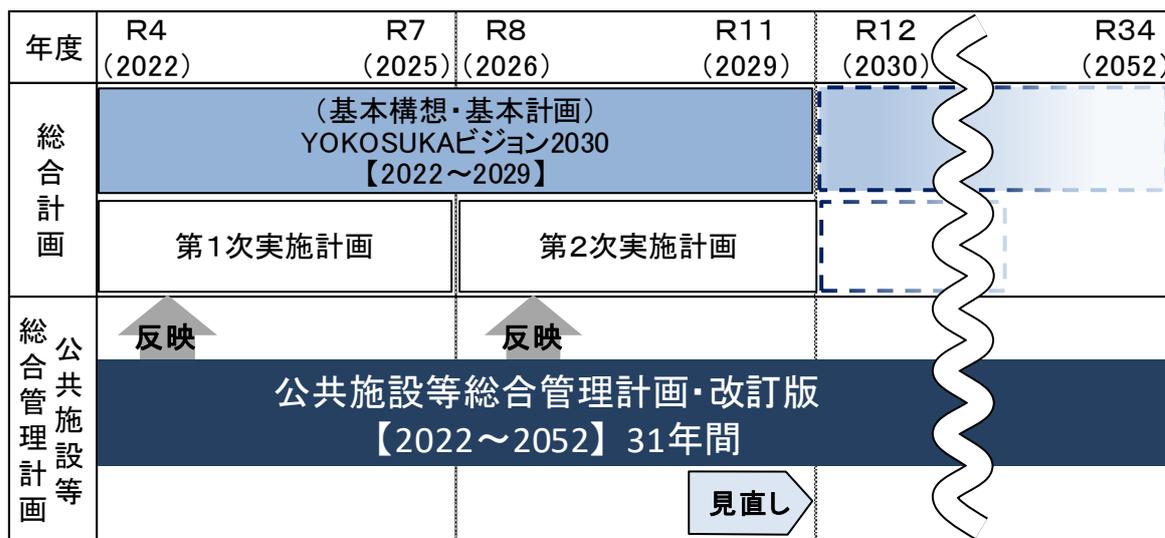


(3) 計画の見直し

計画の見直しは、次期基本構想・基本計画の策定の際に行うことを基本としますが、国の策定指針の見直しや個別施設計画との関係性等、状況の変化に応じて適宜見直していきます。

また、本計画の方針・考え方を総合計画である実施計画に反映させ、着実に推進していきます。

図 20 総合計画と公共施設等総合管理計画の関係イメージ



4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 建物

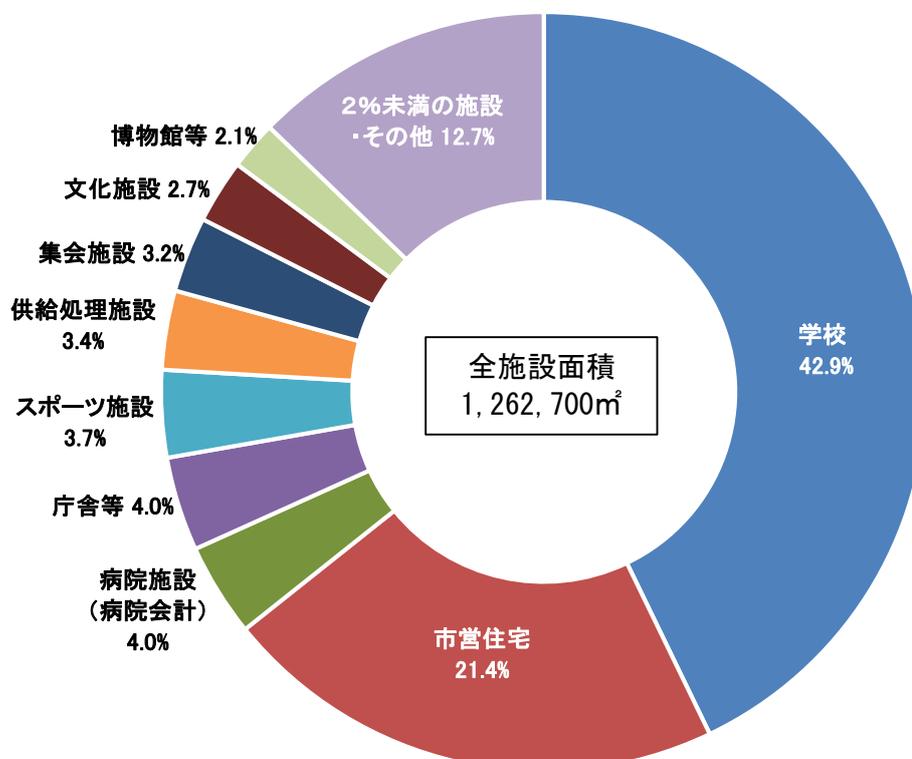
(1) 現状と課題

本市が管理する建物は、令和2年度末時点で2,154棟、総延床面積1,306,295㎡です。

建物については、現状を把握し今後の施設の在り方の検討を行うための基礎資料として、平成25年に「横須賀市公共施設マネジメント白書」を作成しました。その後、当該資料のデータを基に、行動計画である総合管理計画（平成29年策定、令和4年改訂）、個別施設計画であるFM戦略プランなどを策定しています。

令和2年度末時点の延床面積50㎡以上の建物は、351施設、約126万㎡であり、その割合は、学校（541,721㎡、42.9%）が最も多く、続いて市営住宅（270,391㎡、21.4%）、庁舎等（50,619㎡、4.0%）、病院施設（病院会計）（50,094㎡、4.0%）、スポーツ施設（46,946㎡、3.7%）となっています。

図21 施設種別ごとの面積割合
(延床面積50㎡以上の建物)



(令和2年度(2020年度)末時点)

表5 施設種別ごとの面積と割合（延床面積50㎡以上の建物）

分類	施設種別	面積		施設数	
		面積(㎡)	割合(%)	施設数	割合(%)
市民文化系施設	集会施設	40,560.14	3.2%	40	11.4%
	文化施設	34,226.60	2.7%	3	0.9%
社会教育系施設	図書館	7,644.43	0.6%	4	1.1%
	博物館等	25,983.72	2.1%	8	2.3%
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	46,946.08	3.7%	26	7.4%
	レクリエーション・観光施設	9,997.22	0.8%	5	1.4%
産業系施設	産業系施設	9,604.95	0.8%	4	1.1%
学校教育系施設	学校	541,721.43	42.9%	74	21.1%
子育て支援施設	幼稚園・保育園	7,382.93	0.6%	13	3.7%
保健・福祉施設	高齢福祉施設	7,366.91	0.6%	12	3.4%
	障害福祉施設	3,217.15	0.3%	2	0.6%
	児童福祉施設	8,684.37	0.7%	3	0.9%
	保健施設	12,720.69	1.0%	8	2.3%
	その他社会福祉施設	12,816.68	1.0%	1	0.3%
医療施設	医療施設	1,895.27	0.2%	1	0.3%
行政系施設	庁舎等	50,618.54	4.0%	12	3.4%
	消防施設	22,592.05	1.8%	52	14.7%
	その他行政系施設	15,298.54	1.2%	15	4.3%
公営住宅	市営住宅	270,390.96	21.4%	31	8.8%
公園	公園	5,523.62	0.4%	11	3.1%
供給処理施設	供給処理施設	42,547.00	3.4%	4	1.1%
その他	その他	34,866.90	2.8%	20	5.7%
病院施設(病院会計)	病院施設(病院会計)	50,093.58	4.0%	2	0.6%
合計		1,262,699.76	100.0%	351	100.0%

(令和2年度(2020年度)末時点) ※端数処理のため、合計が表示と合わない場合があります。

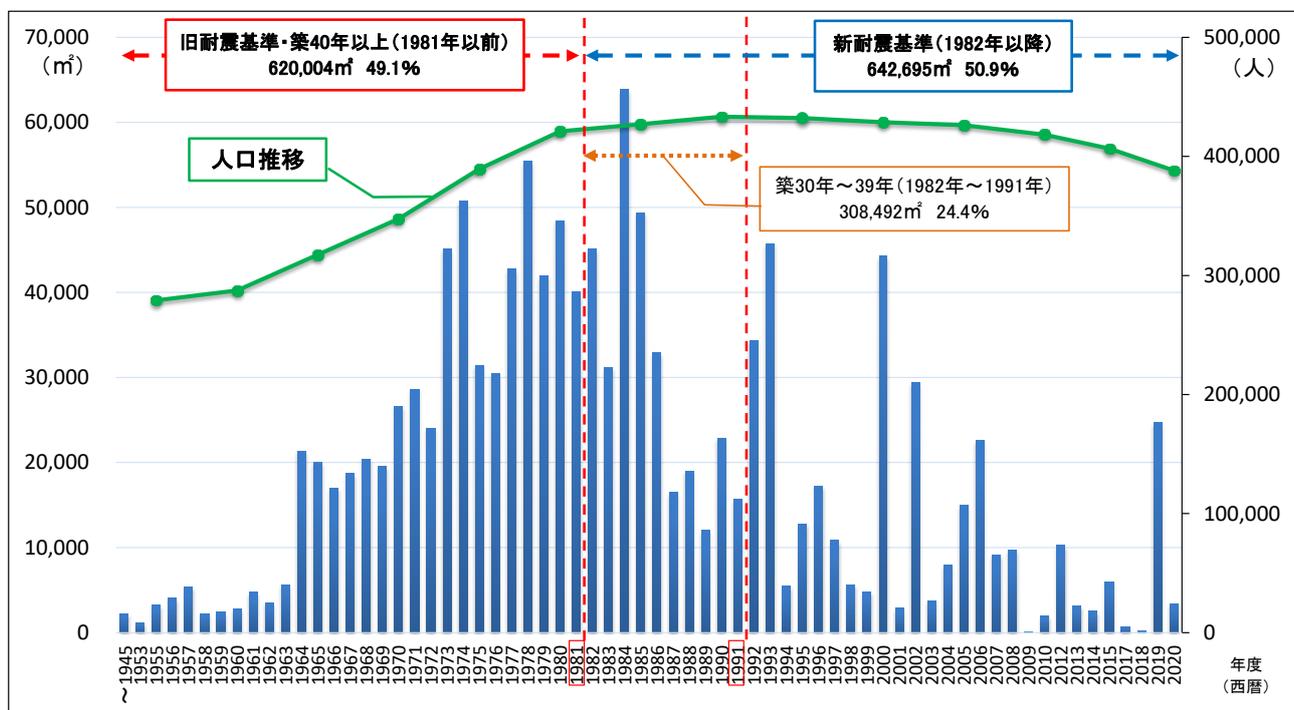
整備時期に着目すると、図 22 のとおり、年度別の整備量は、人口増加の時期と重なるように、1985 年頃までが非常に多い傾向で、その後も年度により整備量が多い時期があります。

令和 3 年度（2021 年度）時点で、建築後 40 年以上経過している施設（昭和 56 年（1981 年）以前に建築した施設）は、620,004 m²で全体の 49.1%、建築後 30 年から 39 年経過している施設（昭和 57 年（1982 年）から平成 3 年（1991 年）に建築した施設）は、308,492 m²で 24.4%となっており、合計で建築後 30 年以上経過している施設は、928,496 m²で 73.5%となっています。

なお、建築後 40 年以上経過している建物は、旧耐震基準の時期に整備されたものですが、学校をはじめとして、庁舎、病院、体育会館など災害時に拠点となる施設や文化会館、博物館、図書館などの不特定多数が利用する施設については、改修などにより既に耐震性を有している状況です。

今後は、人口規模や財政状況に見合う施設総量の縮減を図るとともに、市民が求めるサービスに合わせて施設の在り方を見直し、施設全体として最適な状態にしていくことが課題となります。

図 22 年度別整備延床面積



(令和 3 年度 (2021 年度) 当初時点)

(2) 取り組み状況（計画等の策定状況）

①横須賀市公共施設マネジメント白書【平成25年（2013年）9月策定】

それまでの公共施設（建物）の整備状況や個別施設の面積・建築時期・維持管理費・利用状況など現状を整理したデータのほか、令和34年度（2052年度）までの40年間で見込まれる更新費用の推計を明らかにしました。

②横須賀市FM戦略プラン【令和元年（2019年）7月策定】

本計画の個別施設計画として策定したもので、ファシリティマネジメントの手法に基づき、長期的な施設の再編・更新についての方向性を定めるとともに、中期的に実施する具体的な取り組みを示しています。

令和11年度（2029年度）までの11年間に、更新費用推計の総額のうち、6%（175億円）について縮減する目標を掲げています。

＜主な取組実績＞

年 度	取 組 内 容
令和2年度	田浦月見台住宅の廃止
令和3年度	本公郷青少年の家の廃止
	船越老人福祉センターの廃止
	追浜コミュニティセンター南館の廃止
	栗田老人デイサービスセンターの廃止
	全老人福祉センターの入浴設備の廃止

③横須賀市公共施設保全計画【令和2年（2020年）3月策定】

建物系の公共施設について効率的で安全な施設運営が図られるように、長寿命化に向けた計画的な維持・保全に関する方針を示しました。

劣化状況について基準を定めた上で4段階の評価を行い、当該評価の結果を次年度以降の予算に反映しています。

＜主な取組実績＞

年 度	取 組 内 容
令和2年度	西行政センター外壁改修
	南図書館・教育研究所屋上防水
	消防局庁舎空調設備改修
令和3年度	天神島ビジターセンター外壁改修
	北図書館・追浜コミュニティセンター北館屋上防水
	本庁舎本館3号館屋根改修
	自然・人文博物館昇降機改修
	南図書館・教育研究所受変電設備改修
	西行政センター空調設備改修
	船越保育園熱源設備改修

(3) 管理に関する基本的な方針

①点検・診断等の実施方針

施設管理者による日常点検、建築基準法第12条に基づく定期点検および臨時点検など、必要な時期に必要な項目についての点検・診断等を実施していきます。

②維持管理・修繕・更新・長寿命化等の実施方針

今後、維持していく施設については、利用者の安全を考慮するとともに、点検・診断結果を踏まえ、改修・修繕工事を計画的・効率的に行うことにより、長寿命化とコスト平準化を図り、建築物のトータルコストを縮減していきます。

また、施設の更新を行う場合は、民間資金の活用も検討するとともに、整備および維持管理の負担軽減を重視した設計とします。

③安全確保・耐震化の実施方針

利用者の安全を最優先に考え、点検・診断等により、危険性が認められた建物は、費用面や利用状況などを考慮しつつ、修繕・更新などにより安全性の確保を図っていきます。

④ユニバーサルデザイン化の推進方針

今後も維持していく公共施設の大規模改修や更新の際には、誰にとっても利用しやすく快適なものとなるように、ユニバーサルデザイン化の推進を図ります。

⑤統合や廃止の推進方針

「FM戦略プラン」に基づき、施設の総量は、財政や人口推移等、社会状況に応じた規模に適正化を図るため、廃止や縮小を進める一方で、必要な機能の維持・充実に向けて、施設を多用途に利用できるような見直しや複合化等も進めていきます。

2 道路

(1) 現状と課題

本市が管理する道路は、約 1,400 kmあります。

道路施設には、供用開始から年数が経過している施設が多く、今後は老朽化による施設の修繕や更新を行っていく必要があります。

老朽化により修繕や更新費用が増加する可能性もあるため、適正な点検、修繕を行い、維持管理費用を抑え、かつ延命化していくことが課題となります。

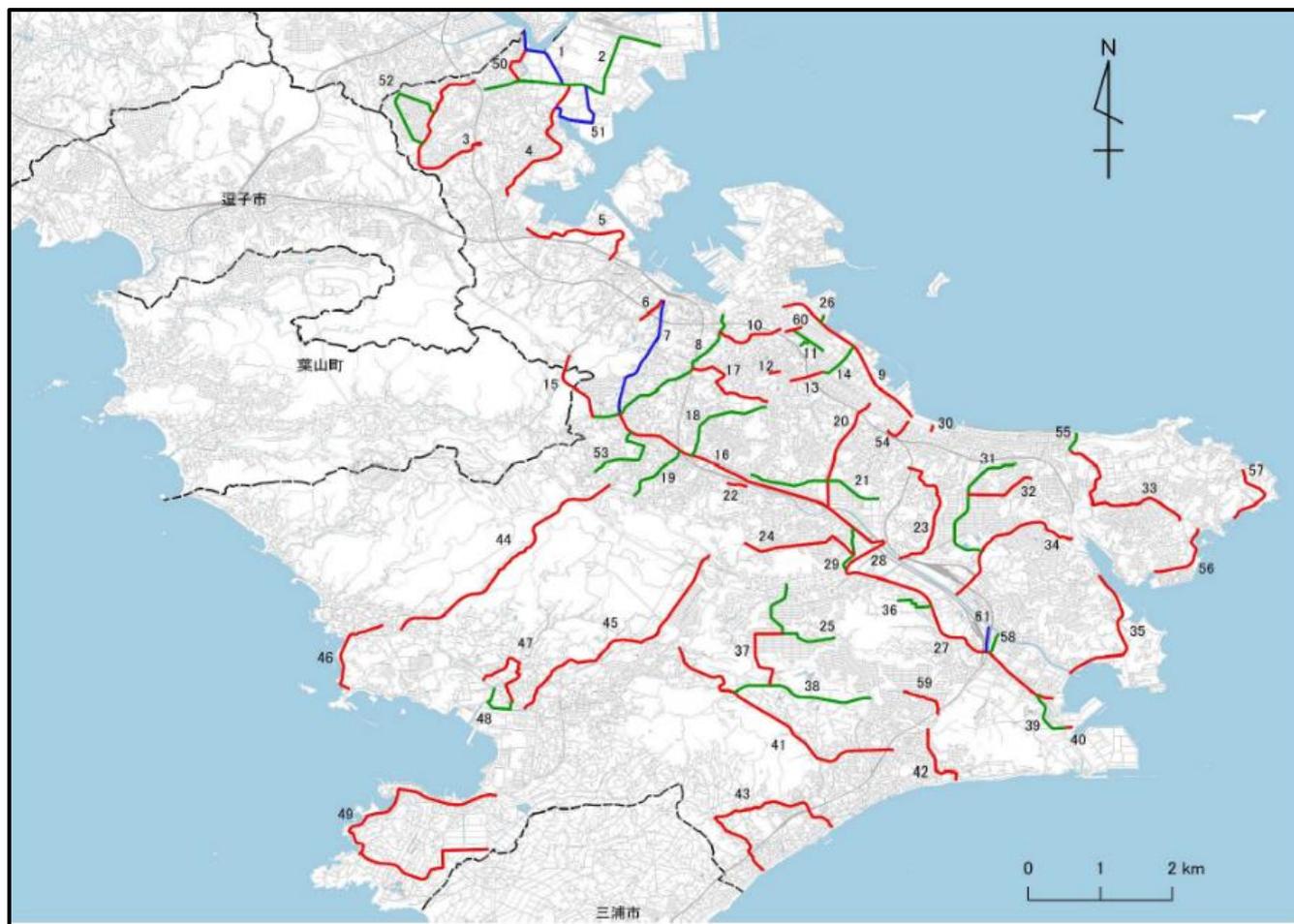
表6 主な道路施設

施設	施設数
主要道路※	61 路線
道路トンネル	50 か所
橋りょう	362 橋
横断歩道橋	6 橋

(令和2年度末現在)

※主要道路 61 路線は、主にバス通りと緊急輸送道路です。

図23 主要道路61路線



(2) 取り組み状況（計画等の策定状況）

①～⑤共通事項：

各道路施設において順次点検を実施し、「事後保全型（損傷が大きくなった際に大規模な修繕を実施する管理手法）」から「予防保全型（損傷が軽微のうちにこまめに修繕を実施する管理手法）」の維持管理へと転換し、施設の長寿命化を図る目的から、以下の計画を策定しました。

①横須賀市舗装維持管理計画【令和3年（2021年）3月策定】

主に緊急輸送道路、バス路線を重要な道路（主要道路）と位置付け、定期点検（路面性状調査）により路面の状況を評価し、策定しました。

事後保全型と予防保全型について費用比較を行った結果、50年間の修繕費用が、事後保全型では約401億円、予防保全型では約240億円になり、約161億円の縮減額となったことから、早期に予防保全型の管理手法に移行できるよう進めてまいります。

②横須賀市道路トンネル長寿命化修繕計画【令和2年（2020年）3月策定】

本市で管理する道路トンネルは竣工後20年を経過するものが多く、維持管理費用の増大が予想されることから、施設の長寿命化を図るため、策定しました。

費用縮減の目標としては、点検および修繕において事業の効率化が見込まれる新技術の活用を重点的に検討することで、令和6年度までの計画期間中に約3千万円のコスト縮減を掲げ、取り組みます。

＜主な取組実績＞

年 度	取 組 内 容
令和2年度	大明寺トンネル 詳細設計業務

③横須賀市橋りょう長寿命化修繕計画【令和3年（2021年）3月改定】

本市では平成27年（2015年）3月に「橋りょう長寿命化修繕計画」を策定しましたが、最新の点検結果に基づき、管理する362橋について、当計画を改定しました。

費用縮減の目標としては、点検を市職員自身が実施すること（直営点検）、点検方法や修繕工法の選定の際に新技術等の活用を重点的に検討することで、令和7年度までの計画期間中に、約4千万円のコスト縮減を掲げ、取り組めます。

＜主な取組実績＞

年 度	取 組 内 容
平成29年度	十三峠陸橋 修繕工事
平成30年度	梅田橋 修繕工事
令和元年度	花輪橋 修繕工事
令和2年度	平作大橋 修繕工事

④横須賀市横断歩道橋長寿命化修繕計画【平成31年（2019年）3月策定】

本市で管理する横断歩道橋の長寿命化を図るため、策定しました。

費用縮減の目標としては、新技術等の活用や、条件を満たした横断歩道橋の撤去を重点的に検討し、コスト縮減を図ります。

＜主な取組実績＞

年 度	取 組 内 容
令和元年度	追浜歩道橋 詳細設計業務

⑤横須賀市セーフティーロード更新計画【令和3年（2021年）9月策定】

交通安全施設である区画線、防護柵、カーブミラーおよび道路照明灯の長寿命化を図るため、策定しました。

施設特性や状態に応じた管理方針を明確化し、耐用年数を見据えながら長期間の活用を図る管理も行い、中長期的な管理費の縮減に取り組めます。

(3) 管理に関する基本的な方針

①点検・診断等の実施方針

点検は、通常点検、定期点検、異常時点検に分類されます。

通常点検は、職員の日常パトロールによる点検です。定期点検は、法令に基づき、5年を1サイクルとして、県内統一した神奈川県市町村版点検要領（案）により行う点検です。異常時点検は、台風や地震後に行う緊急点検です。

なお、点検結果と修繕履歴を一元管理し、施設の状態を把握していきます。

②維持管理・修繕・更新・長寿命化等の実施方針

高度経済成長期以降の人口増加等を背景にインフラ施設の整備が進められてきた中で、多くの施設が老朽化を迎え、更新や大規模改修等に係る維持管理費用が増大することが懸念されています。

自治体の年次予算が逼迫する中、高騰する維持管理コストをいかに削減するかが課題であるため、機能に支障が生じる可能性がある状態で措置を講ずる「事後保全型」から機能に支障が生じていない状態に措置を講ずる「予防保全型」への転換を図ることで、維持管理費用の縮減を目指します。

③安全確保・耐震化の実施方針

日常パトロールにより、道路陥没などの危険箇所を発見した場合には、交通規制や応急処置を実施します。

定期点検により事前に危険箇所を把握して、早期に危険を取り除くよう計画的な修繕を行います。

なお、重要な橋りょうと横断歩道橋については、長寿命化と併せて、耐震診断結果に基づいて、耐震化を進めていきます。

④ユニバーサルデザイン化の推進方針

長寿命化の推進を図り、今後も維持していく道路施設の修繕・更新にあたっては、ユニバーサルデザイン化を意識し、利用者の快適性や利便性の向上を図ります。

⑤統合や廃止の推進方針

橋りょう、横断歩道橋については、利用者が少なく地元住民の同意があれば撤去を検討していきます。

3 港湾

(1) 現状と課題

本市が管理する横須賀港は、追浜地区、深浦地区、長浦地区、本港地区、新港地区、平成地区、大津地区、馬堀地区、走水地区、鴨居地区、浦賀地区、久里浜地区および野比地区の13地区で構成されています。

これら各地区に建設されている港湾施設の多くが、施設完成後数十年経過しており、老朽化が進んでいることから、今後は施設の修繕や更新が必要となります。

表7 主な港湾施設

地 区	外郭施設 (防波堤など)	係留施設 (岸壁など)
追浜地区	0 箇所	1 箇所
深浦地区	1 箇所	19 箇所
長浦地区	2 箇所	8 箇所
本港地区	0 箇所	0 箇所
新港地区	7 箇所	7 箇所
平成地区	9 箇所	13 箇所
大津地区	4 箇所	2 箇所
馬堀地区	0 箇所	0 箇所
走水地区	5 箇所	5 箇所
鴨居地区	9 箇所	11 箇所
浦賀地区	5 箇所	9 箇所
久里浜地区	20 箇所	12 箇所
野比地区	0 箇所	0 箇所
合 計	62 箇所	87 箇所

(令和2年度末現在)

(2) 取り組み状況（計画等の策定状況）

①横須賀港湾施設維持管理計画【平成21年（2009年）3月～平成29年（2017年）3月策定】

各港湾施設において、順次点検を実施し、その結果を踏まえ、維持管理計画を策定し、長寿命化対策を進めています。

＜主な取組実績＞

年 度	取 組 内 容
平成29年度	新三笠栈橋（旧三笠園栈橋）改良工事
平成30年度	新港1号岸壁 補修工事
令和元年度	新港1・2号岸壁 補修工事
令和2年度	新港3号栈橋 補修工事

(3) 管理に関する基本的な方針

①点検・診断等の実施方針

点検・診断は「港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン」「港湾の施設の点検診断ガイドライン」等の基準に基づき行っています。

点検・診断の種類は、大きく分けて日常点検（年1～2回程度）、定期点検および臨時点検に分類されています。

定期点検は一般定期点検（5年以内に少なくとも1回）と詳細定期点検（供用期間中の適切な時期に少なくとも1回）、臨時点検（異常時）は一般臨時点検と詳細臨時点検に区分されています。

点検・診断の方法は、施設の種類、構造形式、点検の種類に応じて適切に設定し、劣化状況や損傷の程度および原因の把握等を行うために定期的な点検を実施します。

また、点検・診断結果については、維持管理計画書に点検履歴を記録し、維持管理の基本的な考え方（維持管理レベルの設定等）に反映させ、補修・経過観察等の維持管理に関する方針を決定します。

②維持管理・修繕・更新・長寿命化等の実施方針

港湾施設の維持管理・修繕・更新等については、点検結果および施設の利用状況、劣化状況等を踏まえ、施設の重要度、緊急性、財政状況等を勘案した優先順位付けを行います。

また、優先順位に基づき適切な時期に対策を実施することを基本として、トータルコストの縮減および単年度の工事量、コストの平準化を図りつつ、効率的かつ効果的な修繕・更新を実施します。

長寿命化については、今後、老朽化が進み対策が必要な施設が増加する一方、維持管理、更新・修繕に充当できる財源には限りがあります。

そこで、これら費用の平準化・縮減を図るべく、これまでの「事後保全型」の維持管理から「予防保全型」の維持管理に転換するとともに、維持管理計画に基づき計画的かつ効率的に改良工事を行うことにより、全体費用を抑制しつつ、個々の施設の長寿命化を図ります。

③安全確保・耐震化の実施方針

点検・診断等により、施設の危険性または脆弱性が認められた場合は、その状況に応じて速やかに立入禁止措置あるいは利用制限措置等を実施し、施設利用者の安全確保に努めます。

また、耐震化については、施設が置かれる諸条件等を勘案し、必要に応じて検討および対策を実施します。

④ユニバーサルデザイン化の推進方針

港湾関係者や、その他市民が利用している施設については、修繕・更新にあたって、ユニバーサルデザイン化を推進するなど、利用者の快適性や利便性の向上を図ります。

⑤統合や廃止の推進方針

老朽化が進行している施設については、利用状況や必要性を鑑みながら、廃止や利用転換（例えば、栈橋（係留施設）を廃止し、背後施設を護岸（外郭施設）として利用転換等）を視野に入れながら、必要性の低い施設の統廃合等を検討していきます。

4 漁港

(1) 現状と課題

本市が管理する漁港は、長井、佐島、秋谷、久留和および北下浦の5漁港です。

これら各漁港に建設されている漁港施設の多くが、施設完成後数十年経過しており、老朽化が進んでいることから、今後は老朽化による施設の修繕や更新が必要となります。

表8 主な漁港施設

漁 港	外郭施設 (防波堤など)	係留施設 (岸壁など)
長井漁港	30 箇所	24 箇所
佐島漁港	32 箇所	15 箇所
秋谷漁港	8 箇所	11 箇所
久留和漁港	7 箇所	2 箇所
北下浦漁港	5 箇所	10 箇所
合 計	82 箇所	62 箇所

(令和2年度末現在)

図 25 漁港区域図



(2) 取り組み状況（計画等の策定状況）

①水産物供給基盤機能保全計画【平成23年（2011年）3月～令和3年（2021年）1月策定】

各漁港施設において、順次点検を実施し、その結果を踏まえ、機能保全計画を策定し、長寿命化対策を進めています。

<主な取組実績>

年 度	取 組 内 容
令和元年度	北下浦漁港1号物揚場 補修工事
令和2年度	佐島3号防波堤 改良工事

(3) 管理に関する基本的な方針

①点検・診断等の実施方針

点検・診断は「機能保全計画策定の手引き」「水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン」等の基準に基づき行っています。

点検・診断の種類は、日常点検（年1回以上）、定期点検（7年に1回）、詳細点検（老朽化度および健全度の判定が困難な場合など、必要に応じて実施）および臨時点検（異常時）に分類され、点検結果については、具体的に調査シート等に記録して保存します。

点検・診断の方法は、簡易調査（簡易項目）、簡易調査（重点項目）および詳細調査の3段階に分けて行います。

具体的に実施する調査内容については、構造物の種類、現地条件等を勘案して適切に設定し、施設の劣化・変状や老朽化度を把握します。

また、点検・診断結果に基づき老朽化度および健全度の評価を行い、老朽化の要因、老朽化の位置・範囲を特定し、機能保全対策の要否を検討します。

②維持管理・修繕・更新・長寿命化等の実施方針

漁港施設の機能保全対策については、機能保全計画に基づいて行うものとし、点検・診断結果および施設の管理方針、施設重要度、漁港重要度、施設の老朽化度を総合的に勘案した優先順位付けを行います。

また、優先順位に基づき対策内容、対策工法、対策コストおよびコスト縮減効果等の検討を行い、保全経費の平準化、ライフサイクルコスト比較を考慮した経済性および財政状況等を踏まえ、効率的かつ効果的な機能保全対策を実施します。

長寿命化については、これまでの事後保全型から予防保全型を基軸とした維持管理に転換し、施設の老朽化が顕在化する前に、施設の機能診断に基づく計画的な保全対策を実施することとします。

保全対策により初期性能の回復に努め、ライフサイクルコストを縮減しながら、個々の施設の長寿命化を図ります。

③安全確保・耐震化の実施方針

点検・診断等により、安全性に及ぼす影響度が高いと判定された施設は、その状況に応じて速やかに立入禁止措置あるいは利用制限措置等を実施し、施設利用者の安全確保に努めます。

また、耐震化については、水産基盤施設の重要性等を勘案して検討を行い、必要に応じて対策を実施するものとします。

④ユニバーサルデザイン化の推進方針

漁港関係者や、その他市民が利用している施設については、修繕・更新にあたって、ユニバーサルデザイン化を推進するなど、利用者の快適性や利便性の向上を図ります。

⑤統合や廃止の推進方針

老朽化が進行している施設については、利用状況や必要性を鑑みながら、廃止や利用転換（例えば、棧橋（係留施設）を廃止し、背後施設を護岸（外郭施設）として利用転換等）を視野に入れながら、必要性の低い施設の統廃合等を検討していきます。

5 海岸

(1) 現状と課題

本市が管理する海岸保全施設は、港湾区域内の深浦地区、本港地区、大津・馬堀地区、走水地区、観音崎地区、鴨居地区、浦賀地区および野比地区の8地区ならびに長井漁港、佐島漁港、久留和漁港および北下浦漁港の4漁港区域内に建設されています。

これらの海岸保全施設の多くが、施設完成後数十年経過しており、老朽化が進んでいることから、今後は施設の修繕や更新が必要となります。

表9 主な海岸保全施設（港湾区域）

地 区	護岸など	離岸堤など
深浦地区	7 箇所	5 箇所
本港地区	3 箇所	0 箇所
大津・馬堀地区	5 箇所	0 箇所
走水地区	2 箇所	0 箇所
観音崎地区	1 箇所	0 箇所
鴨居地区	3 箇所	0 箇所
浦賀地区	3 箇所	0 箇所
野比地区	2 箇所	8 箇所
合 計	26 箇所	13 箇所

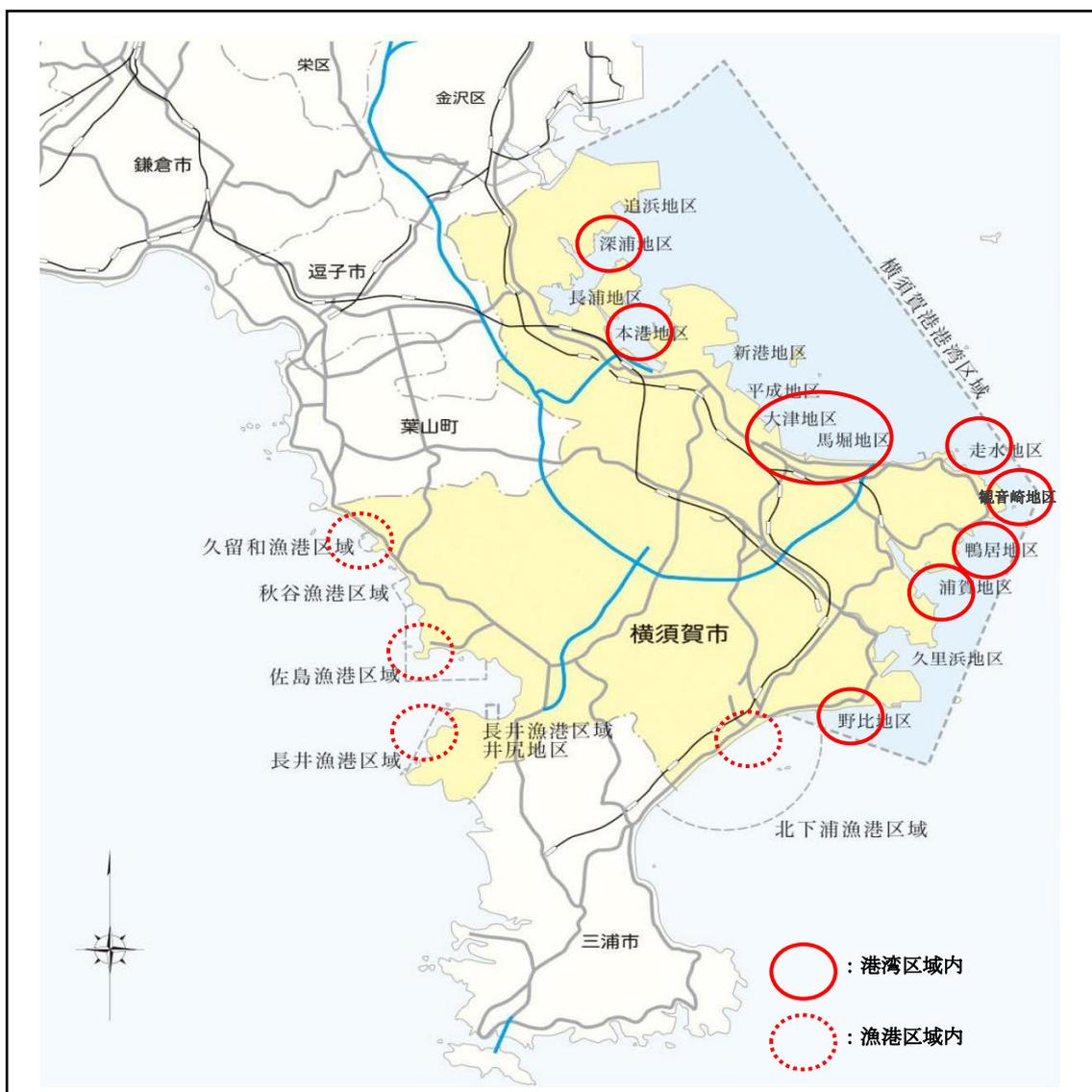
(令和2年度末現在)

表10 主な海岸保全施設（漁港区域）

地 区	護岸など	離岸堤など
長井漁港	8 箇所	0 箇所
佐島漁港	1 箇所	0 箇所
久留和漁港	0 箇所	1 箇所
北下浦漁港	19 箇所	7 箇所
合 計	28 箇所	8 箇所

(令和2年度末現在)

図 26 海岸保全施設地区別図



(2) 取り組み状況（計画等の策定状況）

① 港湾海岸保全施設長寿命化計画【平成 29 年（2017 年）2 月～令和 2 年（2020 年）1 月策定】 漁港海岸保全施設長寿命化計画【令和 3 年（2021 年）3 月策定】

各海岸保全施設においては、平成 28 年度より順次点検および長寿命化計画を策定し、その結果を踏まえ、海岸保全施設の維持および修繕等を計画的に実施します。

(3) 管理に関する基本的な方針

①点検・診断等の実施方針

点検・診断は「海岸保全施設維持管理マニュアル」等の基準に基づき行います。

点検・診断の種類は、大きく分けて初回点検（長寿命化計画策定時）、巡視・パトロール（年に1～2回程度）、定期点検（5年以内に1回程度）および異常時点検（災害発生後）に分類されます。

定期点検および異常時点検は一次点検と必要に応じて実施する二次点検に区分されています。

点検・診断の方法は、初回点検の際に、地形等により変状が起りやすい箇所および一定区間のうち最も変状が進展している箇所（重点点検箇所）を抽出します。

そして、巡視・パトロールにより、防護機能に影響を及ぼすような大きな変状を把握するとともに、目視による定期点検（一次点検および二次点検）を行うことで、変状ランクを部材ごとに評価します。

また、点検・診断結果を踏まえ、施設全体としての変状状態や防護機能の低下を把握するための健全度評価を一定区間ごとに行い、施設の位置、背後地の重要度や利用者の安全性等を勘案した長寿命化計画に関する適切な点検・修繕等の方針を地区海岸ごとに決定します。

②維持管理・修繕・更新・長寿命化等の実施方針

海岸保全施設の維持管理・修繕・更新等については、津波・高潮等から背後地を防護することを目標としており、背後地の環境や利用状況、重要性、変状が施設全体の防護機能の低下に与える影響、修繕等の対策費用や延命化の効果および財政状況等を勘案した優先順位付けを行います。

また、優先順位が高いものから順次修繕等を実施することを基本とし、修繕等の実施時期については、ライフサイクルコストの縮減と各年の点検・修繕等に要する費用の平準化に資するものとなるよう設定し、長寿命化計画全体の調整を図ります。

長寿命化については、適切な防護機能を確保、大規模な対策等の実施を抑制および長期的なライフサイクルコストの縮小といった効果が期待できる予防保全型の維持管理を導入し、効率的かつ効果的な修繕等を実施することにより、老朽化対策に要するコストの縮減を図ります。

③安全確保・耐震化の実施方針

点検・診断等により、変状ランクおよび健全度評価を行った際、既に防護機能が確保できていない施設または明らかに利用者の安全性等に影響を与えるような変状が確認された施設については、改良、修繕等による対策を行う前に、立入禁止措置や看板等による注意喚起を実施し、背後地および利用者の安全確保に努めます。

また、耐震化については、施設が置かれる諸条件等を勘案し、必要に応じて検討および対策を実施します。

④ユニバーサルデザイン化の推進方針

市民が利用している施設については、修繕・更新にあたって、ユニバーサルデザイン化を推進するなど、利用者の快適性や利便性の向上を図ります。

6 河川

(1) 現状と課題

本市が管理する河川は、準用河川が9河川、普通河川が30河川あります。河川に関しては、人口の増減等により利用廃止や統合ができる施設ではありません。現況の39河川を老朽化に伴う崩壊などから河川のせき止めに起因する浸水等の二次災害を防止するため、将来にわたり維持していく必要があります。

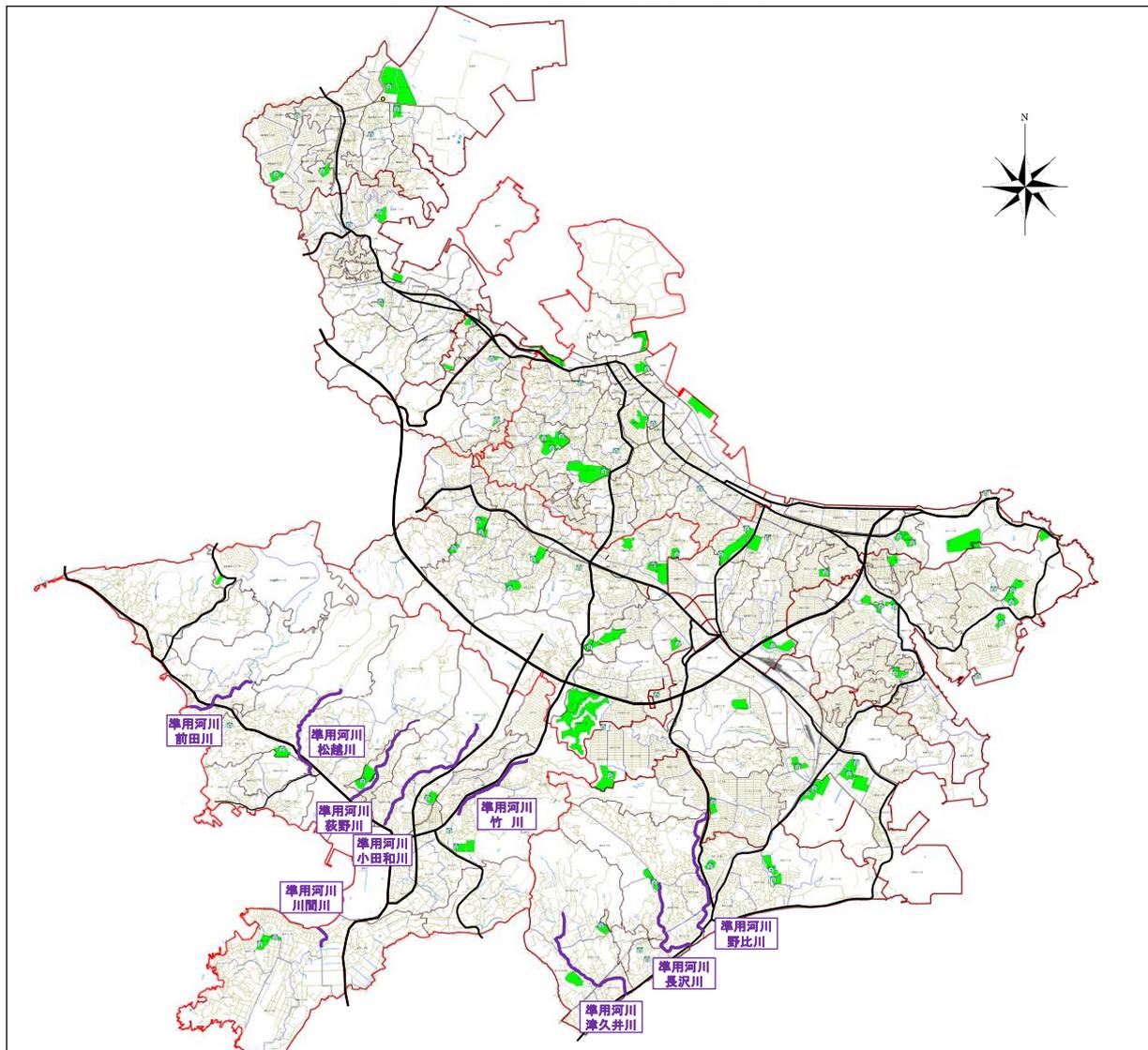
現在のところ耐用年数を過ぎても更新の必要性は生じてきていませんが、今後は老朽化により修繕や更新費用が増加する可能性もあるため、適正な点検、修繕を行い、維持管理費用を抑え、かつ長寿命化を図っていくことが課題となります。

表 11 主な河川施設

施設	施設数	延長
準用河川	9河川	14,645m
普通河川	30河川	23,510m
管理橋	18橋	

(令和2年度末現在)

図 27 河川網図（準用河川）



(2) 取り組み状況（計画等の策定状況）

適切な予防保全型維持管理を進めていくため平成 26 年度（2014 年度）から、5 年を 1 サイクルとする定期点検を実施し、その結果を踏まえた、維持管理計画の策定を進めていきます。

<主な取組実績>

年 度	取 組 内 容
平成 29 年度 ～令和 2 年度	以下の河川・水路に関する河床整備・補修、管理用通路整備、防護柵設置等の維持補修を実施 野比川、小田和川、竹川（支川含）、荻野川、津久井川、長沢川、松越川、前田川、芦名川、千駄川、前耕地川、和田川、谷戸作川、その他水路

(3) 管理に関する基本的な方針

①点検・診断等の実施方針

点検は、通常点検、定期点検、異常時点検に分類されます。

通常点検は、河川清掃時、河川用地調査時や市民からの通報により発見した箇所を点検するものです。定期点検は準用河川および普通河川を5年1サイクルとして、河川施設全体を職員により行う点検です。異常時点検は、台風や地震後に職員により行う点検です。

なお、点検結果と修繕履歴を一元管理し、施設の状態を把握していきます。

②維持管理・修繕・更新・長寿命化等の実施方針

事後保全型の維持管理ではなく、5年を1サイクルとした定期点検に基づく維持管理計画を策定し、適正な維持管理・修繕・更新を進めていきます。

③安全確保・耐震化の実施方針

ゲリラ豪雨等に伴う災害の発生を未然に防止するため、定期点検および異常時点検を行い、異常箇所を早期発見し補修等の必要な措置を講じて、河川の状態把握等に努め安全を確保します。

なお、本市には耐震化が必要な、盛土による堤防や水門・樋門および堰、揚排水機場はありません。

④ユニバーサルデザイン化の推進方針

現在、本市が管理する河川の整備率は99.3%であり、一部親水施設はありますが、河川全体的に管理用地が狭く、かつ土地も急峻で平地が少ないのが現状です。

今後、河川改修を行う際には、まず安全性を最優先に考え、部分的にユニバーサルデザイン化を検討していきます。

⑤統合や廃止の推進方針

管理橋については、利用者が少なく地元住民の同意があれば撤去を検討していきます。

7 公園

(1) 現状と課題

本市が管理する都市公園は534公園、約497.6haあります。

多くの公園が設置から数十年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、今後も安全で快適な公園利用を確保していくため、効率的な維持管理や計画的な施設の補修・更新を進めていく必要があります。

図28 都市公園の配置

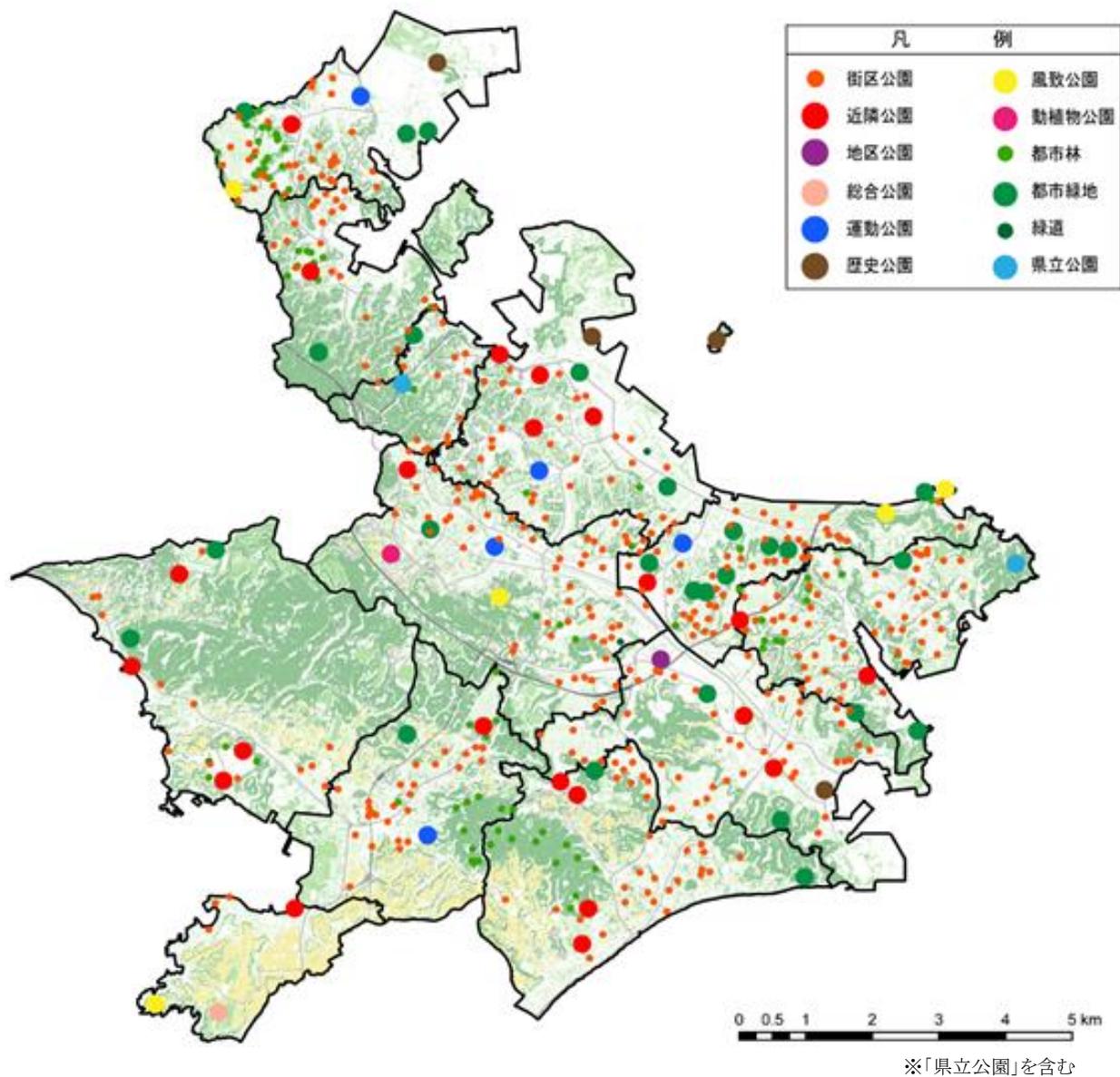


表 12 都市公園の数と面積

種 類	種 別	箇所	面積 (㎡)
住区基幹公園	街区公園	378	778,412.28
	近隣公園	22	393,654.18
	地区公園	1	42,714.00
	小計	401	1,214,780.46
都市基幹公園	総合公園	1	281,323.00
	運動公園	5	334,669.00
	小計	6	615,992.00
特殊公園	風致公園	5	286,130.00
	歴史公園	4	95,628.00
	動植物公園	1	37,583.00
	小計	10	419,341.00
緑地等	緑地	26	1,425,611.00
	緑道	3	7,260.00
	都市林	88	1,292,969.00
	小計	117	2,725,840.00
合計		534	4,975,953.46

合計 約497.6ha
(令和2年度末現在)

(2) 取り組み状況 (計画等の策定状況等)

以下の、いずれも、令和10年度(2028年度)までを対象とする計画を策定しました。

- ①横須賀市公園施設長寿命化計画 遊具・便所【平成26年(2014年)3月策定】
- ②横須賀市公園施設長寿命化計画 運動公園【平成27年(2015年)3月策定】
- ③横須賀市公園施設長寿命化計画 集客公園【平成31年(2019年)3月策定】

<主な取組実績>

年 度	取 組 内 容
平成29年度	追浜公園の硬式野球場人工芝改修工事
平成30年度	栄地谷公園のトイレ建替工事
令和元年度	くりはま花の国冒険ランドの遊具設置工事
令和2年度	長井海の手公園の空調設備改修工事

(3) 管理に関する基本的な方針

①点検・診断等の実施方針

日常点検や定期点検等の安全点検を通じて公園施設の損傷や劣化状況を把握します。

日常点検は、巡視により施設の不具合等を把握します。また、遊具は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）」に基づき、日常点検の他に、専門技術者（有資格者）が遊具の診断を行う定期点検を原則年1回行います。

②維持管理・修繕・更新・長寿命化等の実施方針

公園施設の適切な維持管理や「公園施設長寿命化計画」に基づく計画的な補修・更新により、施設の安全性確保と機能保全を図りつつ、ライフサイクルコストの縮減や費用の平準化を図ります。

③安全確保・耐震化の実施方針

公園利用者の安全確保に必要な措置を最優先した維持管理を行います。また、公園内の建物について、耐震化等を視野に入れた検討を行います。

④ユニバーサルデザイン化（安全で安心な公園づくり）の推進方針

公園施設の改修に合わせ、誰もが不自由なく利用できる公園を目指し、多言語に対応した案内板の設置の推進や、遊具やトイレ等公園施設の改修の際、段差やスロープ等のバリアフリー化を図ります。

⑤都市公園の配置・機能の適正化に向けた検討方針

都市公園の適正配置のあり方を検討するとともに、既存公園の機能の見直しについて検討していきます。また、必要に応じて、様々な手法による都市公園の整備を検討していきます。

8 水道施設

(1) 現状と課題

本市は、水源の99.7%を市外遠方に求めています。小雀系統、有馬系統、宮ヶ瀬系統については、不測の事故などにより1つの系統が停止した場合でも他の2系統がバックアップできるよう安定給水の体制を確保しています。

本市は山が多く起伏が激しい地形のため、27か所29池の配水池と19か所のポンプ所（市外2か所を含む）があります。配水池からは、自然流下によって市内へ配水しており、配水池から市内に水を配る水道管の総延長は令和2年度末（2020年度末）で約1,480kmにおよびます。

図29 水源系統施設



本市の給水量は、平成3年度（1991年度）をピークとして減少傾向にあり、保有する水道施設の供給可能量と給水量は大きくかい離しています。また、高度成長期に整備した膨大な水道施設は、経年化が進んでおり、順次、更新時期を迎えます。施設の更新には多額の費用と長い期間を要します。

そこで、超長期的（令和28年度（2100年度）まで）な施設更新費用を把握したうえで、施設更新計画を作成するとともに、今後は、神奈川県内の水道事業者（県、横浜市、川崎市、神奈川県内広域水道企業団等）と浄水場等の施設統廃合、ダウンサイジングに向けた検討・協議を行い、施設更新費用、維持管理費用を低減化していく必要があります。

図 30 市内主要水道施設の模式図

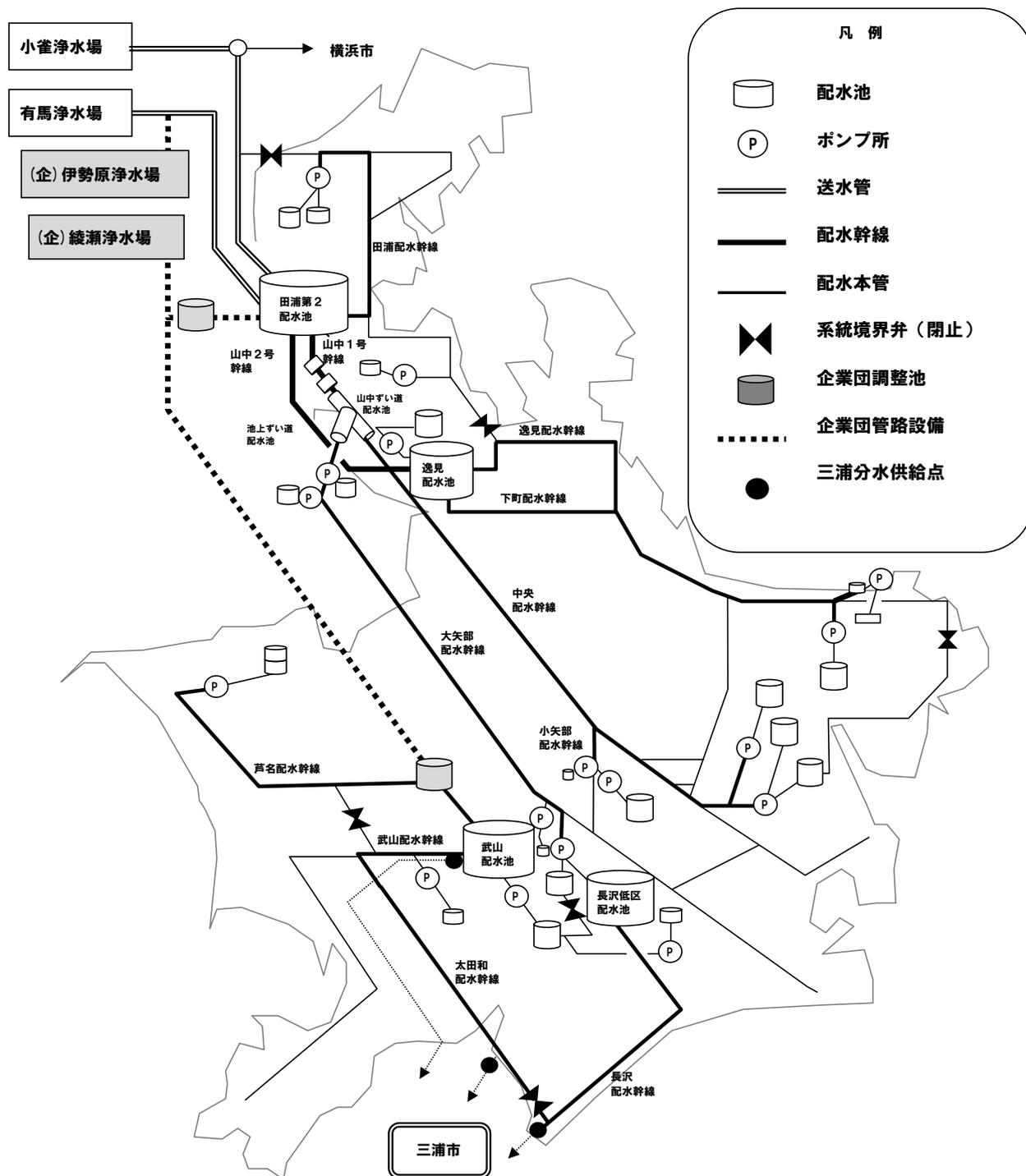


表 13 水道施設一覧

配水池一覧				浄水場一覧				
名称	仕様	設置年度	経年数	名称	設置年度	経年数		
1	鷹取低区配水池	RC、600m ³	昭和44年	51	1	有馬浄水場	昭和54年	41
2	鷹取高区配水池	RC、3,000m ³	昭和49年	46	2	小雀浄水場	昭和40年	55
3	田浦第2配水池	RC、20,000m ³	平成10年	22	3	走水水源地	平成20年	12
4	十三峠配水池	SS、200m ³	昭和54年	41	ポンプ所一覧			
5	山中ずい道配水池	RC、8,668m ³	昭和39年	56	名称			
6	池上ずい道配水池	RC、20,876m ³	昭和43年	52	設置年度	経年数		
7	池上配水池	RC、1,100m ³	平成11年	21	1	社家導水ポンプ所	平成10年	22
8	逸見配水池(1号)	RC、16,000m ³	大正10年	99	2	有馬ポンプ所	昭和52年	43
9	逸見配水池(2号)	RC、25,000m ³	平成3年	29	3	鷹取ポンプ所	昭和49年	46
10	逸見高区配水池	PC、5,000m ³	昭和45年	50	4	十三峠ポンプ所	昭和53年	42
11	阿部倉配水池	SS、1,100m ³	昭和52年	43	5	逸見ポンプ所	昭和45年	50
12	阿部倉調圧槽	RC、150m ³	昭和52年	43	6	池上ポンプ所	平成11年	21
13	森崎配水池	PC、5,000m ³	昭和50年	45	7	平作ポンプ所	昭和53年	42
14	衣笠公園配水池	SUS、6m ³	平成16年	16	8	衣笠ポンプ所	昭和51年	44
15	走水配水池	RC、1,470m ³	明治41年	112	9	衣笠公園ポンプ所	平成5年	27
16	吉井高区配水池	RC、5,000m ³	平成12年	20	10	大矢部ポンプ所	昭和49年	46
17	浦賀高区配水池	PC、5,000m ³	昭和48年	47	11	大矢部高区ポンプ所	平成4年	28
18	鴨居配水池	PC、4,000m ³	昭和45年	50	12	走水ポンプ所	昭和57年	38
19	久里浜配水池	SUS、4,000m ³	令和2年	0	13	馬堀ポンプ所	昭和45年	50
20	長沢低区配水池	PC、10,000m ³	昭和47年	48	14	吉井ポンプ所	昭和49年	46
21	長沢高区配水池	PC、5,000m ³	昭和47年	48	15	吉井高区ポンプ所	平成11年	21
22	野比高区配水池	RC、400m ³ (SUS、150m ³ 増設)	昭和44年(令和2年)	51	16	野比高区ポンプ所	昭和58年	37
23	岩戸配水池	RC、2,500m ³	平成10年	22	17	武ポンプ所	平成10年	22
24	大矢部高区配水池	SS、600m ³	平成5年	27	18	武山高区ポンプ所	昭和54年	41
25	武山配水池(1号)	PC、10,000m ³	昭和59年	36	19	湘南国際村ポンプ所	平成5年	27
26	武山配水池(2号)	PC、5,000m ³	昭和57年	38	水道管一覧			
27	武山高区配水池	SS、600m ³	昭和55年	40	名称			
28	湘南国際村中区配水池	RC、3,000m ³	平成6年	26	延長(km)			
29	湘南国際村高区配水池	PC、2,000m ³	平成6年	26	1	導水管	12.4	
					2	送水管	48.4	
					3	配水管(揚水管を含む)	1479.7	
					合計		1540.4	

(令和2年度末現在)

(2) 取り組み状況（計画等の策定状況）**①水道事業・下水道事業マスタープラン 2011～2021【平成 23 年（2011 年）3 月策定】**

横須賀市上下水道局の経営理念を実現するための、令和 3 年度（2021 年度）までの「経営目標」と経営目標を達成するための取り組みである「政策・施策」を明らかにし、水道事業および下水道事業の方向性を示しました。

②横須賀市上下水道施設計画【平成 30 年（2018 年）6 月策定】

施設の維持管理、更新に関する基本方針および、施設の管理、整備手法の内容について示しました。

<主な取組実績>

年 度	取 組 内 容
平成 29 年度～ 令和 2 年度	配水管等の更新工事
	配水施設等の更新工事
	電機計装設備等の更新工事

(3) 管理に関する基本的な方針

次世代に健全な水道施設を継承するために以下の実施方針に基づき、水道施設の維持管理・更新を適切かつ効率的・合理的に実施します。

①点検・診断等の実施方針

水道施設の機能を維持・向上するためには、現状の施設状態を点検・診断したうえで、施設の機能水準を評価することが必要です。

点検は、施設の種類、構造形式、設置環境、重要度等、その施設に適した内容や頻度で実施します。

そして、点検で得られたデータは、記録、収集、整理して、現在の施設の状態を診断します。

②維持管理・修繕・更新・長寿命化等の実施方針

点検・診断等の結果を踏まえ、施設に求める機能水準と現状の施設の機能水準とを評価します。そして、機能が不完全な施設や能力が低下した施設があれば、修繕や更新等により、施設能力や性能の維持向上に努めます。

施設の修繕や更新等に当たっては、施設の重要度、緊急性、財政状況等を勘案したうえで、維持管理の優先度に応じて実施します。また、工事コスト等の縮減と費用の平準化を図ります。

さらに、安定性・安全性のより高い施設の構築に加えて、水道事業の経

営効率を高めるため、イニシャルコストとランニングコストとを総合的にとらえた水道施設全体のライフサイクルコストについて検討します。

そして、施設を長寿命化することが効果的と判断された施設については、適切な維持管理により施設の長寿命化を図ります。

③安全確保・耐震化の実施方針

本市は、三浦半島断層群が存在しており大規模な地震が発生する危険性が高い地域であることから、被災時にも可能な限り給水を行うため、水道システム全体の耐震化が必要です。

耐震化に当たっては、個々の施設の耐震性評価を行うとともに、水道システム全体を視野に入れて効率的に耐震化を進めます。

また、本市の水源は市外遠方の相模川、酒匂川であり、不測の事態による機能停止も考慮する必要があることから、被災時の応急給水活動が円滑に実施できるよう応急給水施設、非常用施設等の対策に加え、運用体制も整備します。

④統合や廃止の推進方針

水需要は、平成3年度（1991年度）をピークに減少傾向に転じており、施設供給能力に余裕が発生しています。さらに今後も給水人口の減少に合わせて水需要も減少していくことが想定されます。したがって、経年化施設の更新に合わせて、安定給水の確保や施設の耐震化を図るとともに、施設の統廃合やダウンサイジングにより規模の適正化に取り組んでいきます。

9 下水道施設

(1) 現状と課題

下水道普及のための下水道施設整備は、平成17年度（2005年度）で概ね完了しました。下水道普及に伴い一時期汚水流入量は増加しましたが、近年では、水道の水需要の減少と同じく汚水流入量は、減少傾向にあります。

本市は山が多く起伏が激しい地形のため、4か所の浄化センターと18か所のポンプ場があります。浄化センターの処理能力は228,600m³/日（日最大）となり、安定した水処理を行っています。

令和3年（2021年）8月に「汚水量流入減少に伴う施設規模の縮小」「施設の更新費用、維持管理費縮減」を図るため、上町浄化センターを廃止・ポンプ場化し、下町浄化センターに水処理機能を統合します。その他の施設についても、施設更新時期に合わせて規模の適正化を図る必要があります。

表14 下水道施設の概要

項目	下町処理区	追浜処理区	上町処理区	西処理区	計
管渠 (km)	713	97	221	329	1,360
整備面積 (ha)	3,323	462	844	1,355	5,984
排除方式	分流 一部合流式	分流 一部合流式	分流 一部合流式	分流式	—
処理能力 (m ³ /日)	131,000	20,400	35,200	42,000	228,600
処理方式	標準活性 汚泥法	標準活性 汚泥法	標準活性 汚泥法	標準活性 汚泥法	—
放流先	東京湾	東京湾	平作川	松越川	—
ポンプ場	13か所	2か所	—	3か所	18か所

※処理能力は「現況処理能力：晴天時1日最大処理量」

(令和2年度末現在)

図31 下水道施設の概要

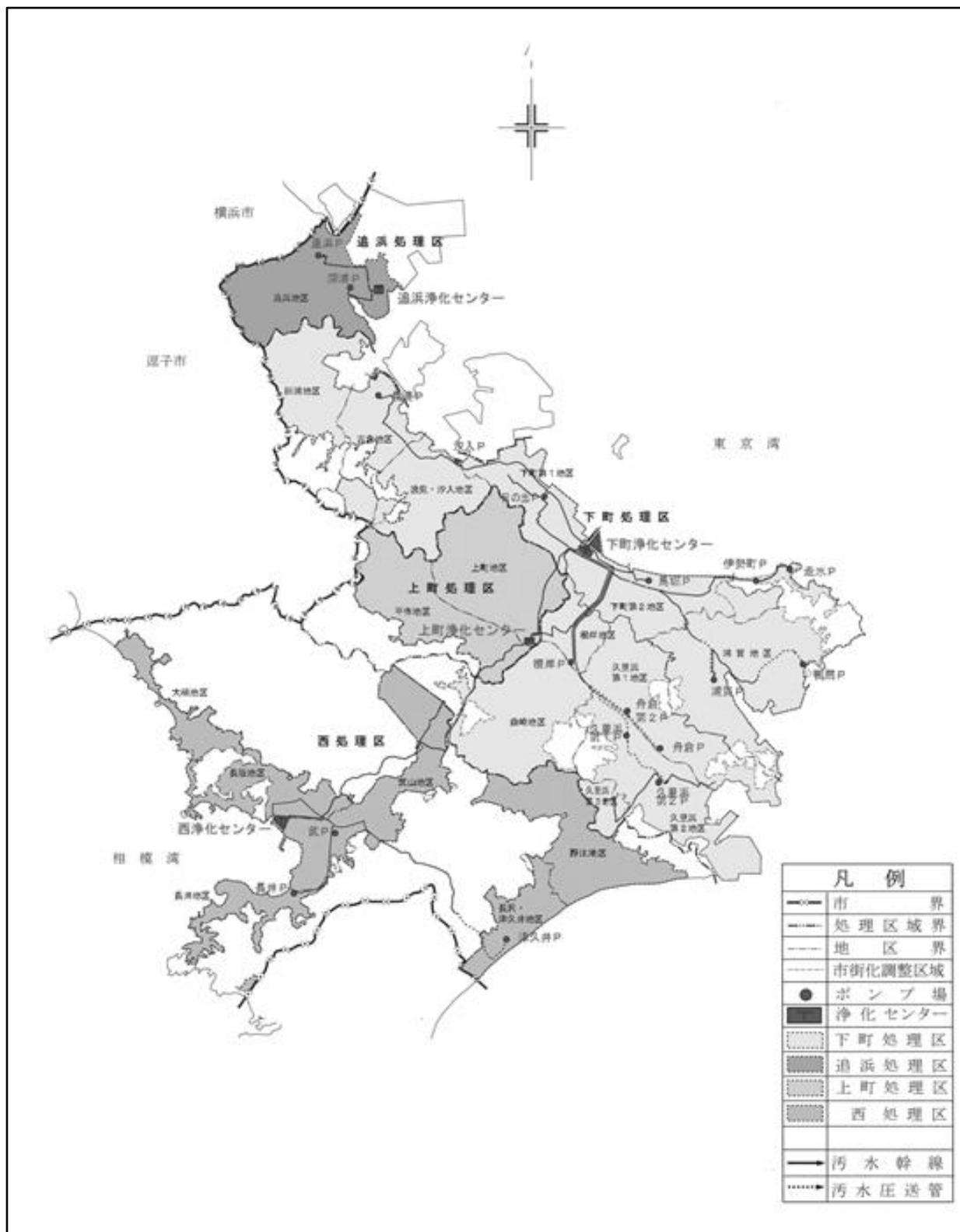


表 15 下水道施設一覧

ポンプ場一覧				浄化センター一覧			
名称		設置年	経年数	名称		設置年	経年数
1	追浜ポンプ場	昭和44年	51	1	下町浄化センター	昭和44年	51
2	深浦ポンプ場	昭和59年	36	2	追浜浄化センター	昭和59年	36
3	長浦ポンプ場	昭和63年	32	3	上町浄化センター	昭和41年	54
4	汐入ポンプ場	昭和46年	49	4	西浄化センター	平成10年	22
5	日の出ポンプ場	昭和40年	55				
6	馬堀ポンプ場	昭和48年	47				
7	根岸ポンプ場	昭和45年	50				
8	舟倉ポンプ場	昭和52年	43				
9	舟倉第2ポンプ場	昭和58年	37				
10	久里浜第1ポンプ場	昭和46年	49				
11	久里浜第2ポンプ場	昭和57年	38				
12	浦賀ポンプ場	昭和62年	33				
13	鴨居ポンプ場	平成2年	30				
14	走水ポンプ場	平成5年	27				
15	伊勢町ポンプ場	平成4年	28				
16	津久井ポンプ場	平成10年	22				
17	長井ポンプ場	平成10年	22				
18	武ポンプ場	昭和60年	35				

下水管一覧		
名称	延長(km)	
1	汚水管	787.9
2	合流管	271.5
3	雨水管	300.2
	合計	1359.6

(令和2年度末現在)

(2) 取り組み状況（計画等の策定状況）

①水道事業・下水道事業マスタープラン2011～2021【平成23年（2011年）3月策定】

横須賀市上下水道局の経営理念を実現するための、令和3年度（2021年度）までの「経営目標」と経営目標を達成するための取り組みである「政策・施策」を明らかにし、水道事業および下水道事業の方向性を示しました。

②横須賀市上下水道施設計画【平成30年（2018年）6月策定】

施設の維持管理、更新に関する基本方針および、施設の管理、整備手法の内容について示しました。

<主な取組実績>

年度	取組内容
平成26～令和3年度	上町浄化センターを廃止、下町浄化センターに統合
平成26～令和2年度	下水道管の改築工事
平成29～令和2年度	ポンプ場の改築工事
平成29～令和2年度	浄化センターの改築工事

(3) 管理に関する基本的な方針

次世代に健全な下水道施設を継承するために以下の実施方針に基づき、下水道施設の維持管理・更新を適切かつ効率的・合理的に実施します。

①点検・診断等の実施方針

下水道施設の健全度を把握するとともに、機能が停止しないように点検・診断を実施します。管路施設では、巡視・点検を実施し得られた情報を適切に把握し、腐食・破損等の診断を行います。処理場・ポンプ場施設では、異常の発見や兆候を把握するために、定期的な目視や聴覚等による診断を行います。

②維持管理・修繕・更新・長寿命化等の実施方針

下水道施設の点検・診断等および修繕・更新等によって得られる情報を継続的に蓄積しながら、効率的・効果的に維持管理を行います。

情報を一元管理するためデータベースを構築し、重要度や優先度に応じた維持管理をします。また、工事コスト等の縮減と費用の平準化を図ります。

下水道施設は止めることが出来ないため、老朽化していく施設の機能確保に向け計画的に維持修繕を行います。また、ストックマネジメントを取り入れ、ライフサイクルコストの低減、投資の平準化を図ります。

③安全確保・耐震化の実施方針

耐震化する施設については、三浦半島断層群の地震および南関東地震クラスの地震動に対し、管路施設では最低限の機能である流下機能を確保し、処理場・ポンプ場施設では処理機能を維持します。また、緊急輸送路に埋設されている管路については、交通および応急対策活動、歩行者の通行等の安全確保を実施します。

④統合や廃止の推進方針

汚水流入量の減少予測を踏まえ、施設更新時期に合わせた施設の統廃合を実施し、施設規模の適正化を図ります。

≪資料≫

◆用語解説

(1) 建物関係

用語	主な掲載ページ	説明
有形固定資産 減価償却率	9	建物や構築物等の資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合。築年（取得年）からの年数が経過するほど、この値が上昇する。資産の老朽化の指標の一つ。
事後保全	24	壊れてから直すという、損傷がはっきりとした段階で補修する維持管理手法。
予防保全	24	施設の正常な状態を維持するために、損傷が軽微である早期段階に、予防的な修繕等を計画的に実施する維持管理手法。
建築基準法第12条 に基づく定期点検	35	建築基準法で義務付けられている建築物等の①敷地・構造、②昇降機、③建築設備の定期点検のこと。 対象建築物は、病院や学校などの建築基準法に規定されている特定建築物で、その用途に供する部分の面積が100㎡を超えるもの、事務所その他これに類する建築物で階数5以上又は1,000㎡を超えるもので、①は3年以内に1回、②、③は1年以内に1回、有資格者による点検が義務付けられている。 (昇降機は、建築物の用途・規模に関わらず点検対象となる。)

(2) 道路関係

用語	主な掲載ページ	説明
事後保全	38	壊れてから直すという、損傷がはっきりとした段階で補修する維持管理手法。
予防保全	38	施設の正常な状態を維持するために、損傷が軽微である早期段階に、予防的な修繕等を計画的に実施する維持管理手法。
神奈川県市町村版 点検要領 (案)	40	神奈川県市町村版点検要領(案)は、主として神奈川県内の市町村および点検者が統一的な点検や診断等を行うとともに、長寿命化等を核とした維持管理・更新に反映できる要領として、公益財団法人 神奈川県都市整備技術センターが作成したもの。

(3) 港湾関係

用語	主な掲載ページ	説明
港湾	41	港湾とは、海上交通の適正な利用と発展に資することを目的とした「港湾法」に基づく港のこと。(水産業の発展を目的とした「漁港」とは区別される)
外郭施設	41	港湾区域内の静穏および水深を維持し、港内施設を波浪・高潮・津波などから防護するための施設で、防波堤・防砂堤・導流堤・護岸などのこと。
係留施設	41	港湾区域内の船舶を係留させて、貨物の積卸し、旅客の乗降に供される施設で、岸壁・棧橋・物揚場・船揚場などのこと。
事後保全	44	壊れてから直すという、損傷がはっきりとした段階で補修する維持管理手法。
予防保全	44	施設の正常な状態を維持するために、損傷が軽微である早期段階に、予防的な修繕等を計画的に実施する維持管理手法。

(4) 漁港関係

用語	主な掲載ページ	説明
漁港	45	漁港とは、水産業の発展に寄与することを目的とした「漁港漁場整備法」に基づく港のこと。(海上交通の発展を目的とした「港湾」とは区別される)
外郭施設	45	漁港区域内の静穏および水深を維持し、港内施設を波浪・高潮・津波などから防護するための施設で、防波堤・防砂堤・導流堤・護岸などのこと。
係留施設	45	漁港区域内に漁船を係留させ、漁獲物の陸揚および漁船の休けい、出漁準備を行う施設で、岸壁・棧橋・物揚場・船揚場などのこと。
水産基盤施設	47	漁業活動を行っていく上で、必要不可欠な施設のこと。外郭施設および係留施設・輸送施設あるいは養殖場や増殖場なども含まれる。

(5) 海岸関係

用語	主な掲載ページ	説明
海岸保全施設	49	海岸保全区域内の津波・高潮・波浪等の災害および海岸侵食等から、背後の人命や財産を保護し、海水の浸入又は海水による侵食を防止するための施設で、堤防・離岸堤・突堤・護岸・胸壁などのこと。

(6) 河川関係

用語	主な掲載ページ	説明
準用河川 (河川法第 100 条第 1 項による河川法の規定の準用)	53	河川法の規定の一部を準用し、市町村長が指定し管理する河川のこと。
普通河川	53	一級河川、二級河川、準用河川以外の小河川で、市町村長が管理する河川のこと。
水門・樋門 ^{ひもん}	55	雨水や水田の水などが河川や水路を流れ、別の河川へ合流する場合、合流する河川の水位が洪水などで高くなった時に、その水が逆流しないように設ける施設。 水門：堤防を分断してゲートを設置する施設。 樋門：堤防の中にコンクリートの水路を通しゲートを設置する施設。
せき堰	55	河川の水量や水位を調節するため河川を横断して設けられる施設。
ようはいすいきじょう 揚排水機場	55	洪水時に樋門などを閉じてしまうと降った雨水が河川へ出ていかないので、この水をポンプで河川へ排出する施設が排水機場、農業用水等に利用するために、河川の水をポンプで汲み上げる施設が揚水機場。

(7) 公園関係

用語	主な掲載ページ	説明
都市公園	57	都市公園法に基づき設置された公園又は緑地。目的によって様々な種別の公園・緑地がある。
街区公園	57	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
近隣公園	57	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
地区公園	57	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
総合公園	57	都市住民全般の休憩、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。
運動公園	57	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園。
風致公園	57	自然的条件を十分活用した修景施設を中心に主として風致を享受することを目的とする公園。
歴史公園	57	史跡、名勝、天然記念物等の文化財を広く一般に供することを目的とする公園。
動植物公園	57	動物園、植物園等特殊な利用に供される公園。
緑地	57	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地。
緑道	57	災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性および快適性の確保等を図ることを目的として設けられる植樹帯および歩行者路等を主体とする緑地。
都市林	57	市街地およびその周辺部においてまとまった面積を有する樹林帯。

(8) 水道施設関係

用語	主な掲載ページ	説明
イニシャルコスト	63	施設を建設するためにかかる初期費用のこと。
ランニングコスト	63	施設を運用し続けるためにかかる維持管理や修繕等の費用の総計のこと。
ライフサイクルコスト	63	施設の建設、維持修繕、処分を含めた生涯費用の総計のこと。

(9) 下水道施設関係

用語	主な掲載ページ	説明
ストック マネジメント	67	持続可能な事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、施設を計画的かつ効率的に管理すること。

◆公共施設等総合管理計画の策定経過

時 期	経 過
平成 29 年（2017 年） 3 月	当初策定
令和 4 年（2022 年） 3 月	改訂版策定

横須賀市公共施設等総合管理計画

【令和4年（2022年）3月改訂版】

お問い合わせ先

横須賀市役所財務部FM推進課

〒238-8550 横須賀市小川町11番地

電話：046（822）9617

E-mail：fpd-fi@city.yokosuka.kanagawa.jp
